慶頼王薨じ寛明親王を皇太子と爲したまふ

後醍醐天皇の皇太子邦良親王薨じ量仁親王を皇太子と爲したまふ

三年六月十九日庚辰、寅刻皇太子慶頼王薨于職曹司、年五、

貞信公記抄　延長三年六月十八日、(藤原仲平)左金吾來、依東宮御病、忩相共參入、今夜東宮薨、

日本紀略　醍醐天皇　延長三年十月二十一日庚辰、以第十一無品寛明(朱雀天皇)親王爲皇太子、

吉口傳　一、以宮子立坊、末代不可有事、

(藤原定房)一品被相語云、保明太子者、醍醐天皇第二皇子也、延喜四年二月十四日(癸)爲皇太子、(延喜二十三)延長元年三月廿一日薨、廿歳、一謚曰文彥、此時保明御子以慶頼、延長元年四月廿九日立皇太子、三歳、同三年六月十八日薨、五歳、此時醍醐天皇勅定云、保明太子早世、遺愛之餘、以彼子立坊之處又早世、以宮子立坊之條、末代不可有事也云々、仍此後一切無其例也、凡桓武以後慶頼之外、中絶人立坊之條、未聞其例者也、

慶頼王早世之後、延長三年十月十(廿)一日、朱雀天皇立坊三歳、醍醐天皇第十二子也、

歷代皇紀　五　皇太子後醍醐　邦良親王　元惟良　後二條第一皇子、母參議宗親女、文保二年三月九日立坊、十九、正中二(三イ)年三月廿日薨、廿七、

增鏡　十七　春の別　月日程なくうつりゆきて嘉暦(正中三)元年になりぬ、やよひのはじめつかたより、春宮(邦良親王)れいならずおはしまして、日々にをもらせ給、さま〴〵の御修法どもはじめ、御祈なにやかやと、伊勢にも御使たてまつらせ給へど、かひなくて三月廿日つゐにいとあさましくならせたまひぬ、宮のうち火をけちたる心ちしてまどひあへり、

神皇正統記　第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、(中略)一の御子さしたるゆへなくて、ずてられかたき御ことなりけれは、後二條そ居給へりし、(中略)やかて儲君のさためありしに、後二條の一のみこ邦良の親王居給ふへきかと聞えしに、おほしめす故ありて、此(後醍醐天皇)をゝ王を太子にたて給ふ、彼一の御子おさなくましませは、御子の儀にて傳えさせ給へし、若邦良の親王早世の御事あらは、此御する名繼體たるへしとそしるしをかせまし〳〵ける、彼親王鶴膝の御病ありて、あやうくおほしめしける故なるへし、(中略)かゝりしほとに、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか東宮の御方にさふらふ人々そは〳〵に聞えしか、關東に使節をつかはされ、天位をあらそふまての御中らひに成にき、あつまにも東宮の御事をひきたて申す輩らありて、御いきとをりのはしめとなりぬ、元亨甲子(四年)の九月のするつかた、漸事あらはれにしかとも、うけたまはりおこなふ中に、いふかひなき事出きにしかと、大方は事なくてやみぬ、其後ほとなく、東宮かくれ

恒良親王を皇太子と爲したまふ

給ふ、神慮にもかなはす、祖皇の御いましめにもたかはせ給ひけりとそおほえし、今こそ此天皇うたかひなき繼體の正統にさたまらせ給ひぬれ、されと、坊には後伏見第一の御子量仁（光嚴院）の親王居させ給ふ、

元弘日記裏書　建武（元弘四）元年正月二十三日、以恒良親王爲皇太子、年十三、

太平記　十九　神田本　金ヶ崎春宮幷將軍御隱事　新田義貞、義助杣山より打て出て、ヲハリノ守、伊與ノ守、府中其外所々落されぬと聞えけれハ、尊氏卿、直義朝臣大ニ忿て、此事ハひとへニ春宮（恒良親王）ノ宮ノかれらヲ御扶ケあらんとて、金カ崎ニて皆腹ヲ切たりと仰られけるヲ、ま事と心へて杣山へ遲フ打手ヲさし下しつるニ依て也、此宮是ほとニ當家ヲ失ハンと思召けるヲしらて、只置奉らハいかさまふしきの御企も有ヌト覺レハ、ひそかニ鴆毒ヲまいらせて失ヒ奉れと、粟飯原下總守氏光ニ下知せられける、春宮ハ連枝ノ御兄弟ニ將軍ノ宮とて、直義朝臣ノ先年かまくらへ下シ進らせられたりし先帝ノ第七ノ（成良親王）宮と一ツ御所ニ押シこめられて御ザ有ける所へ、氏光藥ヲ一トつゝミ持參して、いつニなくかやうニ打こもりて御ザ候へハ、御病氣なんどの萠ス御事もヤ候ハんすらんとて、三條殿ヨリ調進せられて候、毎朝ニ一七日聞召候へとて御前へニソさ

し置ける、氏光罷歸て後、將軍ノ宮此御藥ヲ御らんせられて被仰けるハ、病ノ未タ見えヌさきニ、かねてレウヂヲ加フルほとニ、われらヲいたハしく思フならハ、此一室ノ中ニ押こめて明くれ物ヲ思ハスべしや、是必ス病ヲ治スル藥ニハ有べからス、只命ヲ縮ル毒なるべしとて、庭へ打すてんとせさせ給ひけるヲ、春宮ノ御手ニとらせ給て、抑尊氏、直義等、それほとニ情なき所存ヲ挿ム物ならハ、たとひ此藥ヲのます共のがるべキ命ニても候ハす、是もとより願フ所ノ成就也、たゝ此毒ヲのミて世ヲ早クせはやとコソ思候へ、夫人間ノ習、一日一夜ヲ經ルほとニ八億四千ノ思有といへり、富貴榮花ノ人ニ於テ、猶此苦ヲのかれス、況ヤわれら籠鳥ノ雲ヲ戀淵魚ノ水ヲ求ル如クニ成て、聞ニつけ見ルニ隨フ悲ノ中ニ、待事もなき月日ヲ送らんよりハ、命ヲ鴆毒ノ爲ニ縮て後生善處ノ望ヲ達せンニハしかじと仰られて、毎日ニ法華經ヲ一部あそはされて、此鴆毒ヲソキコシメシマイリける、將軍ノ宮是ヲ御らんじて、誰とても此うきよニ心ヲ留ムベキニ非ス、ヲナジヤミニ迷ハン、後ノ世まても御とも申さんコソ本意なれとて、もろ共ニコノとくヲ七日迄ソマイリける、やかて春宮ハ其翌ノ日より御心地例ニたがハせ給ひけるが、御終焉ノ儀閑りて、四月（延元三年）十三日ノ暮ほとニ忽ニ御隱有てけり、將軍ノ宮

義良親王を皇太子と爲したまふ

ハ廿日アマリ迄恙カモ無フて御ザ有けるが、黄疸ト云フ御勞出來て、御遍身黄ニならせ給て、是もついニはかなくならせ給ひニけり、

神皇正統記　第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、(中略)陸奥(義良親王)の御子又東へむかはしめ給ふへき定あり、(中略)親王(後村上天皇義良親王)は儲君にたゝせ給ふへきむね申きかせ給て、道の程もかたしけなかるへし、國にてはあらはさせ給へとなん申されし、異母の御兄もあまたまし〳〵き、同母の御兄も前東宮恒良親王、成良親王まし〳〵しに、かくさたまり給ひぬるも天命なれは、かたしけなし、(中略)儲の君にさたまらせ給ひて、例なきひなの御住居もいかゝとおほえしに、皇太神のとゝめ申させ給ひけるなるへし、後に芳野へ入せまし〳〵て、御目の前にて、天位をつかせ給ひしかは、いとゝおもひあはせられて、とうとくも侍るかな、

新葉和歌集　下十六　雜歌上　延元四年、よしのゝ行宮にて、後村上院立坊有し比よめる、

前大僧正頼意

花の色鳥の聲まて時にあふ春の宮ゐそ光ことなる

和漢合符　十　延元四　曆應二年己卯三月、儲君(義良親王)入芳野、

皇太子自ら皇嗣を辭したまへるに因り更に皇嗣の冊立ありし例

天智天皇の皇太弟大海人皇子の辭退に因り大友皇子を皇太子と爲したまふ

四

日本書紀　二十七　天智天皇　十年(辛未)冬十月甲子朔庚辰(十七日)、天皇疾病彌留、勅喚東宮(天武天皇大海人皇子)引入臥內、詔曰、朕疾甚、以後事屬汝云々、於是再拜稱疾、固辭不受曰、請奉洪業付屬大后、令大友王(弘文天皇)、奉宣諸政、臣請願奉爲天皇、出家脩道、天皇許焉、東宮起而再拜、便向於內裏佛殿之南、踞坐胡床、剃除鬢髮爲沙門、於是天皇遣次田生磐送袈裟、壬午(十九日)、東宮見天皇、請之吉野脩行佛道、天皇許焉、東宮卽入於吉野、大臣等侍送、至菟道而還、

日本書紀　二十八　天武天皇　四年(天智天皇)冬十月庚辰(十七日)、天皇(天智)臥病以痛之甚矣、於是遣蘇賀臣安麻侶、召東宮(大海人皇子)引入大殿、時安摩侶(麻カ)素東宮所好、密顧東宮曰、有意而言矣、東宮於茲疑有隱謀而愼之、天皇勅東宮授鴻業、乃辭讓之曰、臣之不幸元多病、何能保社稷、願陛下擧天下附皇后、仍立大友皇子、宜爲儲君、臣今日出家、爲陛下欲修功德、天皇聽之、卽日出家法服、

懷風藻　淡海朝大友皇子二首

皇太子(大友皇子)者、淡海(天智)帝之長子也、(中略)年廿三(四)立爲皇太子、

扶桑略記　五　天智天皇　十年辛未十月、天皇臥病、召於東宮大海皇子、引入大殿、詔曰、朕病彌甚、後事付汝、宜嗣帝位、皇太子大海皇子固辭、奏曰、臣元多病、何保社稷、請以大后付屬鴻業、令大友太政大臣奉宣攝政、願爲陛下、今日出家、欲修佛道、便於內裡剃髮爲僧、而被袈

淳和天皇の皇太子恒世親王の辭退に因り正良親王を皇太子と爲したまふ

裟、入吉野山、公卿等相從送之、同月、立大友太政大臣爲皇太子、

日本紀略　淳和天皇　弘仁十四年四月壬寅(十八)、出自東宮、遷御內裏、先立侍從々四位下恒世王爲皇太子、々々上表固辭、仍立正良親王(仁明天皇)爲皇太子、詔曰、天皇我詔旨云々、

水鏡　下　一　五十三代　嵯峨天皇(中略)

同弘仁十四年四月、御門ハ御位ヲ御弟ノ東宮(淳和天皇大伴親王)ニ讓奉給テ、軈テ其御子治部卿ノ親王恒世ト申シヽヲ東宮ニ立申サセ給シヲ、彼親王强ニ遁レ申サセ給テ籠居給、御使ヲダニ通シ給ハザリシカバ、仁明天皇(正良親王)ノ御子ニテ御座シヲ東宮ニ立申サセ給キ、御位ヲコソ東宮ニテ御座バ限アリテ讓奉給ハメ、我御子ノ御座シマサヌニテモ無ニ、御弟ノ御子ヲ春宮ニサシ奉給ケン御心ハ、誠ニ御アリガタカリシ御事哉、皆人々申アヘリキ、

神皇正統記　第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇、(中略)一旦國をゆつり給ひしのみならす、行末迄もさつけましまさんの御心さしにや、新帝(淳和)の御子恒世親王を太子に立給ひしを、親王又かたく辭退して世をそむき給ひけるこそありかたけれ、上皇(嵯峨)ふかく謙讓しましけるに、親王又かたくのかれ給ひける、末代までの美談にや、むかし仁德兄弟相讓給ひし後には聞さりし事なり、

後一條天皇の皇太子敦明親王の辭退に因り敦良親王を皇太子と爲したまふ

日本紀略　後一條院　寬仁元年八月九日甲戌、皇太子敦明親王請退儲皇、卽日立帝同胞弟敦良親王(後朱雀天皇)爲皇太弟、年九、

御堂關白記　寬仁元年八月六日辛未、以能信從東宮(敦明親王)、有今日可來消息、仍詣彼宮、攝政(藤原頼通)、大將(藤原敦通)、左衞門督(藤原頼宗)、二位中將(藤原能信)相從、以雅康令啓參入由、卽參御前、被命云、爲申停春宮事聞消息、立寄事慶申者、余申須申承由、而能思定可被仰者也、皇后宮(藤原城子)、左大臣(藤原顯光)被何申者、命給樣定不快、左大臣任心者、日來間思定所聞也、早停此春宮號、可然相定可宣(宜カ)者、申云、攝政候、召彼同定申者、召攝政相定申、年官年爵如本、御封又如本、此外若有思食事者、只隨仰、御氣色有可給受領之心、仍余申、給受領給如何、其氣色甚能、仍聞可給之由了、又隨身事同被命、承此由等退出、參內、啓皇太后(藤原彰子)宮此由、其氣色非可云、候宿、

七日壬申、早朝從內罷出、可然上達部多來、相定云、如此事日可延、只今吉平可被問日、又申、日非可忌者、召吉平問、申云、明後日吉日、彼日早可被行者也、雜事相定了、卽參皇太后、啓案內退出、

九日甲戌、曉參內、女方(房)同參、以三宮立皇太弟(後朱雀天皇敦良親王)宣命、申時右大臣行之、

左經記　寬仁元年八月六日辛未、人々相共遊東光寺令走呪師、或人云、東宮故一條院

三宮(敦良親王)可奉讓其職給云々、依可令申其事等給、今日大殿(藤原道長)令參東宮給云々、攝政殿、左大將、左衞門督、二位中將御共令參云々、先於中門外、令雅康朝臣啓事由、件朝臣奉仕攝政殿御前、忽依無宮司所被啓也、次於晝御座方御對面、頃之攝政殿有召、令參御前給、坐南簀子、次頃之大殿令退出給、頃之攝政殿令出云々、

九日甲戌、申剋東宮立給、作法如例、

小右記　寛仁元年八月七日壬申、先參謁大殿、被談青宮(敦明親王)辭退事、日來云々嗷々、不可聞入之事也、然聞一日以彼宮藏人少內記行任、被仰此事禮(儀カ)於能信、二位中將、又有可參之仰、一昨來云、若所參入歟、仰可參之由、臨夜參入、左府良久候御前、退出後召御前、被仰可辭退皇太子之事、若相逢前攝政乎、以人相傳有子細歟、何爲者、承此氣色昨日參入、候御前、攝政又祇候、無輔佐人、宮事有若亡、院崩御後、便無爲方、傳大夫其中不宜、一分爲我無益、不如辭退、心閑休息、但一兩人可召仕事被相計者、申云、左右難申、若可有御表歟、表更無可令作之人、被相逢乎、委趣此事又有何事乎、攝政同聞者、又申云、令祇候令給受領、自致恪勤歟、御氣色被和悅、其後快被仰雜事、此外多事不能具記、余亦申希代由退出、

九日甲戌、(中略)今日皇太弟立給日、而無外記告、問遣時剋于吉平朝臣、注送云、申二點、仍未剋許參入大內、先左大臣參入在仗座、已次卿相在皇太后宮御方、則是東宮可座之所北對東舍也、藏人右少辨資業、傳仰立皇太弟之宣命趣於右大臣、宣命注裏、大臣仰大內記義忠、則進草、右草內々依攝政命所作儲歟、

榮花物語　十二　玉村菊　長和五年正月廿九日御讓位、春宮には式部卿宮(敦明親王)たゝせ給ぬ、二月七日御卽位なり、(後一條)みかどは九になら(敦明親王)せ給ひ、東宮は廿三にぞおはしましける、こよなきほどの御をよすげなり、おりゐのみかどをば三條院ときこえさす、

榮花物語　十三　木綿四手　かゝる程に春宮(敦明親王)なにの御心のもよほしにかおはしますらん、かくてかぎりなき御身をなにともおぼされず、むかしの御しのびありきのみこひしくおぼされて、ときゞ〳〵につけての花も紅葉も御心にまかせて御らんぜしのみ戀しく、いかで(敦明親王)さやうにてもありにしがなとのみおぼしめさるゝ御心、よるひるきふにおぼさるゝもわりなくて、皇后宮(藤原城子)に一生(敦明親王)はいくばくも侍らぬに、なをかくて侍こそいといぶせくはべれ、さるべきにや侍らん、いにしへのありさまにこゝろやすくてこそあらまほしく侍れなど、おり〳〵に聞えさせたまへば、みやはいと心うき御心なり、御物のけのおもはせたてまつるならん、故院(三條上皇)のあるべきさまにしすへ奉らせ給し御事

をも、いかにおぼしめして、やがて御あとをもつがす、世のためしにもならむとおぼしめすぞ、いと心うきことなりなど、つねにいさめ申させ給て、御物(綏子)のけのかくおもはせたてまつるぞとて、所々に御いのりをせさせ給、おぼしあまりては、わか(綏子)やかなる殿上人の申あくがらすならんとて、いみじうめしおほせなどせさせ給、されど殿(藤原道長)のおまへに、さるべき人して、かやうになんとまなびまうさせ給、との〳〵御前いとあるまじき御事なり、さは故院の御つぎなくてやませ給べきかは、いみじかりし世の御物のけなればそれがさおもはせたてまつるならむとのたまはせて、きゝいれさせ給はぬを、いかで對面せんと、たび〳〵きこえさせ給へば、殿まいらせたまへり、おぼつかなきよの御物語など聞えさせ給ひて、つぎになを身の宿世のわろきにや侍らん、かくうるはしきありさまこそいとむづかしけれ、いかでおり侍りなん、おり侍りて、一院といはれて侍らんときこえさせ給へば、さらにあるまじき御心をきてにおはします、故院のよろづに御うしろみつかうまつるべきよしおほせられしかば、みなさ思給へながら、えさらぬ事のおぼく侍れば、内にも當代いとおさなくおはしませば、よろづいとまなく候てなん、なかにつきて、この一品の宮の御ためをおもふ給ふれば、御心のどかに世をも覺

したもたせ給て、おはしまさんこそ、たのもしううれしう候べけれ、たゞこれはことどとならじ、御物のけのおぼさるゝなめりと申させ給へば、なでうものゝけにかあらん、たゞもとよりあそびの心のみありなめりと思ひ侍るなり、それになをえあるまじくおぼされば、ほぼえて、心にまかせてあらむと思ひならひにければ、かくてあるがいとむづかしうおいもあり、さるべきさまにとなん思ふと申させ給へば、いと不便なる事なり、出家とまでおぼしめされば、いとことのほかに侍り、さらばさるべきさまにつかうまつるべきにこそは候なれ、一院にておはしまさんも、御身はいとめでたき事におはします、よにめでたきものは太上天皇にこそおはしますめれなど、よく御心のどかに聞えさせ給てまかで給ぬ、そのまゝにやがて大宮(彰子)にまいらせ給て、かう(道長)〳〵の事をなん東宮たびたびの給はすれど、さらにうけひき申さぬに、めしておほせられつるやうなどこまやかに申させ給に、攝政殿(藤原頼通)もおはしまします、人(敦通)のこれをとかくおもひ聞えさする事ならばこそあらめ、わがたはやすくならせ給へる御心なれば、一院とて心にまかせてあらんと覺したるも、いとあらまほしき事也、さても東宮には、三宮(敦良親王)こそはおさせ給はめと申させ給、大宮それはさる事に侍れど、式部卿宮(敦康親王)などのさておはせんこそよく侍らめ、そ

れこそみかどにもすへたてまつらまほしかりしか、故院のせさせ給し事なれば、さてやみにき、此たびは(敦康親王)この宮のゐ給はん、(一條上皇)故院の御心のうちにおぼしけんほいもあり、宮の御ためもよくなむあるべき、(敦良親王)わかみやは御すくせにまかせてもあらばやとなん思侍るときこえさせ給へば、(道長)大殿げにいとありがたくあはれにおぼさるゝことなれど、故院もこと事ならず、たゞ御うしろみなきにより、おぼしめし絶にし事なりかし、こうおはすれど、かやうの御ありさまはたゞ御うしろみがらなり、(鎌家)帥の中納言だに京になきこそなど、猶あるまじきことに覺し定めつゝ、

大鏡　三　左大臣師尹

(絨子)この宮の御はらの一のみこ敦明親王とて、式部卿の宮とぞ申しほどに、長和五年正月二十九日、三條院おりさせ給へば、(後一條)たうだい位につかせ給て、この式部卿の宮東宮にたゝせ給にき、(中略)(三條)院うせさせ給てのち、二年計ありて、いかゞおぼしめしけん、宮だちと申しおり、よろづにあそびならはせ給て、うるはしき御ありさまいとくるしく、いかでかゝらでもあらばやとおぼしなられて、(三條天皇皇后絨子)皇后宮にかくなんおぼえ侍ると(敦明親王)申させ給を、いかでかは、げにさもとはおぼさんずる、すべてあさましくあるまじきことゝのみいさめ申させ給に、おぼしあまりて、(藤原道長)入道殿に御せうそくあり

ければ、まいらせ給へるに、御物がたりこまやかにて、此位さりて、たゞ心やすくてあらんとなん思ひ侍ときこえさせければ、さらに〳〵うけたまはらじ、さは三條院の御すゑはたえねとおぼしめしをきてさせ給が、いとあさましくかなしき御事也、かゝる御心のつかせ給御事はこと事ならじ、こ冷泉院の御ものゝけなどのおもはせたてまつる也、さら〳〵おぼしめしそとけいし給に、さらばたゞほいもあり、出家にこそはあむなれとの給はするに、さまでおぼしめすことならば、いかゞは、ともかくも申さん、(後一條天皇)うちに奏し侍てをと申させ給をりにぞ、御けしきいとよくならせ給にける、さて(道長)殿うちにまいらせ給て、(彰子)大宮にもうちにも申させ給ければ、いかゞはきかせ給けんな、こたびの東宮には、(敦康親王)式部卿の宮をとこそはおぼしめすべけれど、一條院のはか〳〵しき御うしろみなければ、(後一條)東宮にたうだいをたてたてまつるなりとおぼせられしかば、これもおなじ事なりとおぼしさだめて、寛仁元年丁巳八月五日こそは、九さいにて三宮(敦良親王)東宮にたゝせ給て、(中略)寛仁三年己未八月廿八日、御とし十一にて御元服せさせ給しかさきの(敦明親王)東宮をば小一條院と申、(中略)小一條院わが御心もてのかせ給へる事はこれをはじめとす、(中略)この(敦明親王)院のかくおぼしたちぬる事、かつは(道長)殿下の御報のはやくおは

しますにおされ給へるか、又おほくは元方の民部卿の靈のつかうまつりつるなり、（中略）事のやうだいは、三條院のおはしましけるかぎりこそあれ、うせさせ給にける後は、よのつねの東宮のやうにもなく、殿上人などもまいりて御あそびせさせ給や、もてなしかしづき申人などもなく、いとつれ〴〵にまぎるゝかたなくおぼしめされけるまゝに、心やすかりし御ありさまのみこひしく、ほけ〳〵しきまでおぼえさせ給けれど、三條院（三條上皇）おはしましつるかぎりは、院の殿上人などもまいりや、御つかひもしげくまいりかよひなんどするに、人目もしげく、よろづなぐさめさせ給を、院うせおはしましては、世の中のものおそろしく、おほぢのみちかひもいかゞとのみわづらはしくふるまひにくきにより、宮司などだにもまいりつかうまつる事もかたくなりゆけば、ましてげすの心はいかゞはあらん、とのもりづかさのしもべも、あさぎよめつかうまつる事もなければ、にはのくさもしげりまさりつゝ、いとかたじけなき御すみかにておはします、まれ〳〵參よる人々は、よにきこゆる事とて、三宮（敦良親王）のかくておはしますを、心ぐるしく殿も大宮（上東門院）も思ひ申させ給に、もしうちにをとこ宮もいでおはしましなばいかゞあらん、さあらぬさきに東宮にたてまつらばやとなんおぼせらるなり、さればをしてとられさせ給へるなりなどのみ申を、まことにしもあらざらめど、げにことのさまも、よもとおぼえぬことなればにや、きかせ給御心ちは、いとゞうきたちたるやうにおぼしめされて、ひたぶるにとられんよりは、われとやのきなましとおぼしめすに、又たか松（明子）どのゝみくしげ（寛子）どのゝまいらせ給て、殿のはなやかにもてなしたてまつらせ給ふべかなりとて、れいの事なれば、よの人さま〴〵さだめ申を、皇后宮きかせ給て、いみじうよろこばせ給を、東宮はいとよかるべきことなれど、さだにあらば、いとゞ我おもふ事えせじ、なをかくてえあるまじくおぼしめされて、御母宮にしか〴〵なんおもふと聞えさせ給へば、さらなりや、いと〳〵あるまじき御事也、みくしげどのゝ御ことをこそ、まことならばすゝみきこえさせ給はめ、さらに〳〵おぼしめしよるまじき事なりと聞えさせ給て、御いのりどもせさせ給へど、さらにおぼしめしとゞまらぬ御心のうちを、いかでかよひともきゝけん、（中略）さて東宮はつゐにおぼしめしたちぬ、（中略）皇后宮にもかくとも申させ給はず、たゞ御心のまゝに殿に御せうそく聞えんとおぼしめすに、むつまじうさるべき人ものし給はねば、中宮の權大夫（藤原能信）殿のおはします四條のばうもんと、にしの洞院とは宮ちかきぞかし、それ計

を、こと人よりはとやおぼしめしよりけん、藏人なにがしを御つかひにて、あからさまにまいらせ給へとあるを、（中略）まいらせ給ほど日もくれぬ、（中略）みまはさせ給に、庭の草もいと深く、殿上のあり様も、東宮のおはしますとは見えず、あさましうかたじけなげ也、（中略）あさがれいのかたにいでさせ給て、めしあればまいり給へり、いとちかくこちとおぼせられて、ものせらるゝ事もなきに、あないするもはゞかりおぼかれど、（道長）おとゞにきこゆべき事のあるを、つたへものすべき人のなきに、まぢかきほどなればとて、たよりにもと思ひて、せうそくし聞えつるなり、そのむねは、かくて侍るこそはほんいある事と思ひ、こゝろんのしをかせ給へる事をたがへたてまつらんも、かた〴〵にはばかりおもはぬにあらねど、かくてあるなん思ひつゞくるにつみふかくもおぼゆる、うちの御行末はいとはるかにものせさせ給、いつともなくて、はかなき世にいのちもしりがたし、このありさまのきて、心にまかせておこなひをもし、物まうでをもし、やすらかにてなんあらまほしきを、むげにさきの東宮にてあらむは見ぐるしかるべくなん、ゝんがう給りて、としにずらうなどありてなむあらまほしきを、いかなるべき事にかと、つたへ聞えられよとおぼせられければ、かしこまりてまかでさせ給ぬ、そのよはふけにければ、つとめてぞ殿にまいらせ給へるに、（中略）東宮にまいりたりつるかとはせ給へば、よべの御せうそくくはしく申させ給に、さらなりや、おろかにおぼしめさんやは、おしておろしたてまつらん事はゞかりおぼしめしつるに、かゝる事のいできぬる御よろこびなをつきせず、まづいみじかりける大宮の御すくせかなとおぼしめす、民部卿（源俊賢）殿に申あはせさせ給へば、唯とく〳〵せさせ給べき也、なにかよき日もとらせ給、すこしものびば、おぼし返して、さらでありなんとあらんをば、いかゞはせさせ給はんと申させ給へば、さる事とおぼして、御こよみ御らんずるに、けふもあしき日にもあらざりけり、やがて關白（藤原頼通）殿もまいらせ給へるほどに、とく〳〵とそゝのかし申させ給、まづいかにも大宮に申てこそはとて、うちにおはしますほどなれば、まいらせ給て、かくなんときかせたてまつらせたまへば、まして女の御心はいかゞはおぼしめさるれけん、それよりぞ春宮にまいらせ給、かう申事は寛仁元年八月六日事也、（中略）母（藏子）の宮だにもしらせ給はざりけり、かくこの御方に物さはがしきを、いかなる事ぞとあやしくおぼして、あないし申させ給へど、れいの女房のまいるみちをかためさせ給てけり、殿にはとしごろおぼしめしつる事など、こまかにきこえんと、心づよくおぼしめし

つれど、まことになりぬるおりは、いかになりぬる事ぞと、さすがに御心さはがせ給ぬ、むかひ聞えさせ給ては、方々におくせられ給にけるとや、たゞ昨日のおなじさまに、中々事ずくなにおほせらるゝ御おりは、さりともいかに、かくはおぼしめしよりぬるぞなどやうに申させ給けむかしな、御けしきの心ぐるしさを、かつは見たてまつらせ給て、すこしおしのごはせ給て、さらばけふよき日なりとて、院になしたてまつらせ給、やがて事どもはじめさせ給て、よろづの事さだめおこなはせ給、判官代には宮づかさども、藏人などかはるべきにあらず、別當には中宮の權大夫(能信)をなしたてまつり給へれば、おはしてはいし申させ給、事どもさだまりはてぬればいでさせ給ぬ、いとあはれに侍ける事は、殿のまださぶらはせ給ける時、母宮の御かたより、いづかたの道よりたづねまいりたるにか、あらはに御覽ずるもしらぬけしきにて、いとあやしげなるすがたしたる女房の、わなゝく〳〵、いかにかくはせさせ給へるぞと、こゑもかはりて申つるなむ、あはれにも又おかしうもとこそおほせられけれ、(中略)ひたきや、ぢむやなどやらせける程にこそ、えたへずしのびねなく人々侍けれ、まして皇后宮、ほり川の女御殿(延子)などは、さ計心ふかくおはします御心どもに、いかばかりおぼしめしけんとおぼえ侍り

孝謙天皇皇太子道祖王を廢して大炊王を皇太子と爲したまふ

し、(中略)さていかなる事にか、東宮御位せめおろしとりたてまつり給ては、又御むこにとりたてまつらせ給ほど、もてかしづきたてまつらせ給御ありさま、まことに御心もなぐさませ給ばかりこそきこえ侍りしか、おものまいらするおりは、大ばんどころにおはしまして、御だいやばんなどまで手づからのごはせ給、なにをもめしこゝろみつゝなんまいらせ給ける、御さうじぐちまでもておはしまして、女房にたまはせ、殿上にいだす程にもたちそひてよかるべきさまにをしへなど、これこそは御ほいよと、

五　大鏡裏書　廢太子事、九人可勘之、

道祖親王、天武天皇孫、一品新田部皇子男、天平勝寶八年立之、寶字元年廢之、

他戸親王、光仁天皇皇子、寶龜二年立之、同三年廢之、

早良親王、追號崇道天皇、光仁天皇皇子、天應元年四月四日立之、年卅二、延暦四年十月廢之、左遷淡路國、

高岳親王、平城天皇皇子、大同四年立之、出家渡唐、逆旅之間遷化、號眞如親王、

恒貞親王、淳和天皇皇子、天長七(十)年立之、承和元年(九)廢之、

續日本紀　二十　孝謙天皇

天平寶字元年三月丁丑(二十九日)、皇太子道祖王、身居諒闇、志在淫縱、雖加教勅、曾无改悔、於是勅召群臣、以示先帝遺詔、因問廢不之事、右大臣已下同奏云、不敢乖

違顧命之旨、是日廢皇太子、以王歸第、

夏四月辛巳(四日)、天皇召群臣問曰、當立誰王以爲皇嗣、右大臣藤原朝臣豐成、中務卿藤原朝臣永手等言曰、道祖王兄鹽燒王可立也、攝津大夫文室眞人珍努、左大弁大伴宿禰古麻呂等言曰、池田王可立也、大納言藤原朝臣仲麻呂言曰、知臣者莫若君、知子者莫若父、唯奉天意所擇者耳、勅曰、宗室中、舍人、新田部兩親王、是尤長也、因茲前者立道祖王、而不順勅教、遂縱淫志、然則可擇舍人親王子中、然船王者閨房不修、池田王者孝行有闕、鹽燒王者太上天皇責以無禮、唯大炊王雖未長壯、不聞過惡、欲立此王、於諸卿意如何、於是右大臣已下奏曰、唯勅命是聽、先是大納言仲麻呂招大炊王、居於田村第、是日遣內舍人藤原朝臣薩雄、中衞卅人、迎大炊王立爲皇太子、勅曰、國以君爲主、以儲爲固、是以先帝遺詔立道祖王、昇爲皇太子、而王諒闇未終、陵草未乾、私通侍童、無恭先帝居喪之禮、曾不合憂、機密之事、皆漏民間、雖屢敎勅、猶無悔情、好用婦言、稍多佷戾、忽出春宮、夜獨歸舍云、臣爲人拙愚、不堪承重、故朕竊計廢此、立大炊王(淳仁天皇)、躬自乞三寶禱神明、政之善惡願示徵驗、於是三月廿日戊辰、朕之住屋承塵帳裏、現天下太平之字、灼然昭著、斯乃上天所祐、神明所標、遠覽上古、歷撿往事、書籍所未載、前代所未聞、方知佛法僧寶、先記國家太平、天地諸神、預示宗社永固、戴此休符、誠嘉(喜カ)誠躍、其

光仁天皇　太子他戸親王を廢して山部親王を皇太子となす

不孝之子、慈父難矜、無禮之臣、聖主猶棄、宜從天廢却還本色、亦由王公等盡忠匡弼、感此貴瑞、豈朕一人所應能致、宜與王公士庶、共奉天貺、以答上玄、洗滌舊瑕、遍蒙新福、可大赦天下、(中略)

水鏡　下　一　四十八代　大炊(淳仁)天皇

此御門東宮ニ立給シヲリハ、ユ、シキ事共侍リキ、孝謙天皇ノ御時ノ始ノ東宮ハ、新田部ノ親王ノ御子道祖王トテ御座セシニ、聖武天皇失給テ諒闇ニテアリシニ、此東宮此程ヲモ憚リ給ズ、女ノ方ニノミ亂レ給ヘリ然バ、孝謙天皇折節モ知給ヌ、カクナヲハセソト申サセ給シカドモ、露其事ニ隨給ザリシカバ、天平勝寶九年三月廿九日ニ、大臣以下ニ、此東宮ハ聖武天皇ノ御勸ニテコソ東宮ニ立テ奉リタル事ナルニ、其事ヲ思知ズ、カクミダレガワシキ心ノシ給ヘルヲバ如何ガシ奉ルベキト宣セシニ、人々皆只仰事ニ隨奉ベシト申シカバ、此東宮ヲ取奉給テ、其年ノ四月ニ聽テ大臣以下ヲ召テ、東宮ハ誰ヲカタテ奉ベキ、能樣ニ定メ申ベキ由仰事アリキ、

續日本紀　三十二　光仁天皇　寶龜三年五月丁未(二十七日)、廢皇太子他戸王爲庶人、詔曰、天皇御命良麻止宣御命乎、百官人等、天下百姓衆聞食倍止宣、今皇太子止定賜部流他戸王、其母井上內親王乃魘魅大逆之事、一二遍能味不在、遍麻年久發覺奴、其高御座天之日嗣座波、非吾一

人之私座止奈所思行須、故是以天之日嗣止定賜比儲賜部流皇太子位仁、謀反大逆人之子乎治賜部婆、例卿等百官人等、天下百姓乃念良麻久毛恥志賀多自氣奈志、加以後世乃平久安長久全久可在伎政仁毛不在止、神奈賀良母所念行須仁依而奈母、他戸王乎皇太子之位停賜比却賜布止宣天皇御命乎、衆聞食倍止宣、

四年春正月戊寅(二日)、立中務卿四品諱(桓武天皇山部親王)爲皇太子、

類聚國史　七十九　政理部一　賞功　桓武天皇延暦廿二年正月壬戌(十日)、(中略)奈氏麻呂父故右兵衞佐外從五位下老、天宗高紹天皇(光仁天皇)之舊臣也、初庶人(他戸親王)居東宮、暴虐尤甚、與帝(桓武)不穆、遇之無禮、老竭心奉帝、陰有輔翼之志、庶人及母廢后(井上内親王)聞老爲帝所昵、甚怒、喚之切責者數矣、及后有巫蠱之事、老按驗其獄、多發奸狀、以此母子共廢、社稷以寧、帝追思其情、故有此授、

水鏡　下　光仁天皇　此后ノ御(井上内親王)腹ニ他部ノ親王ト申テ、御門ノ第四ノ御子ノ御座セシハ、御歳未イトケナク御座テ、今年十二歳ニ成ラセ給シカバ、此御覺ノ井上ノ后ノ御腹ニテ御座セシカバ、兄ノ御子達ヲ置奉給テ、去年ノ正月ニ東宮ニ既ニ立給シゾカシ、(中略)百川ハ是等ノ程ノ事共ヲ伺見程ニ、后尚アサマシキマジワザヲシ給テ、此御門ヲバ今ハ疾失奉テ、我ガ御子ノ東宮(他戸親王)ヲ早ク位ニ卽奉ラント云計事ノサヽヤキノ御意ニ、内々ノ人々ヲ招キ近付テ計給シニ、其ノ御意ニ入タル人ヲアル人取テ、御門ノ宮ノ内ニテトヒモテアツカヒシカバ、此事皆人々知ニキ、百川御門ノ御前ニテ、此事既ニ今ハ顯レ候タリトゾ申入ケル、(中略)其時ニ御門ハ此事ノ誠ヲ直ニ聞食テ、御涙ヲ流シ給テ宣樣、我ハ后ノ爲ニ聊モ愚ニ心ハ無カリツルニ、后ハハヤカヽル害心ノ御座ケルニコソ、此事サテハ如何ニスベキゾト仰事アリシカバ、百川申入テ云ク、此事世中ノ人皆聞皆知侍リタル事ニ候、如何デカサテハ御座シ候ベキト申シヽカバ、御門誠ニ如何デカサテハアラント宣セ、聽テ后ノミフナド留メ進セサセ給シカ共、后ハ更ニ憚給御氣色無シテ、只明暮ハ御門ヲ樣々ノアサマシキ御詞仕モテ、ノリハウゴンシ進サセ給ヨリ外ノ御事ハ無リシカバ、百川御門ノ御前ニテ、更バ東宮(山部親王)ヲモ暫ク退ケ奉テ、御門ノ御心ヲモ靜メ進セ候バヤト申シカバ、御門許給ヒケレバ、百川僞テ司々ニ觸テ宣命ヲ作リテ、人々ヲ催シテ太政官ニシテ宣命ヲ讀シムルニ、其詞ニ云、皇后及皇太子(他戸親王)ヲ放奉ルベシト也、此事ヲ或人御門ニ申シヽニ、御門其時大ニ騷ギ驚キ給テ、彼ノ百川ヲ召シテ宣ク、汝ハ后幷東宮(山部親王)ヲ且ク退奉テ、朕ガ心ヲモ靜メ、彼ノ后等ヲモコラサシメントコソ申シヽニ、如何デカヤウニ后幷ニ皇太子ヲバ失終トハスル事ゾト仰ケレバ、百川少モ憚

桓武天皇皇太子早良親王を廢して安殿親王を皇太子としたまふ

ズ、天下ヲ思賢臣ニテ申ケルハ、退ルトハ永ク退ル名ナリ、母既ニツミアリ、子又ヲゴレリ、誠長ク遠ク放チ追失ハンニ足レル事也ト、少モ私アル氣色無ク、偏ニ世ノ爲ニ思タル心ノ色カタチニ顯レテ見ヘシカバ、御門ハ百川ニヲヂ給テ、兎モ角モ此上ニハト宣セズシテ、內々ニ歎キ悲ミ給計ナリ、此御門ノ御位ニ付セ給シ御事モ、偏ニ此百川ノ忠功ニテ申計無シ、百川ノ劬勞アリテ位ニ付進セタリシ御事ナレバ、只御門ハ百川ガ申マヽニテ御座シ御事也、去程ニ寶龜三年ハ暮シカバ、同寶龜四年正月十四日ニ、山部ノ親王ハ中務卿トメ御座ヲ東宮ニ立奉ツル、

續日本紀　三十八　桓武天皇　延曆四年冬十月庚午(八日)、遣中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂、大膳大夫從五位上笠王於山科山陵(天智天皇)、治部卿從四位上壹志濃王、散位從五位下紀朝臣馬守於田原山陵(光仁天皇)、中務大輔正五位上當麻王、中衞中將從四位下紀朝臣古佐美於後佐保山陵(聖武天皇)、以告廢皇太子(早良親王)之狀、十一月丁巳(二十五日)詔、立安殿親王(平城天皇)爲皇太子、

日本紀略　桓武天皇　延曆四年九月庚申(二十八日)詔曰、云々、中納言大伴家持、右兵衞督五百枝王、春宮亮紀白麿、左少辨大伴繼人、主稅頭大伴眞麿、右京亮同永主、造東大寺次官林稻麿等、式部卿藤原朝臣乎敷之、朝庭傾奉、早良王乎爲君止謀氣利、今月廿三日夜亥時、藤原朝臣乎敷事爾依豆、勘賜爾申久、藤原朝臣在波不安、此人乎掃退牟止、皇太子爾掃退止豆仍許訖、近衞杼麿、中衞木積麿二人乎爲豆敷支止申云々、是日皇太子自內裏歸於東宮、卽日戌時、出置乙訓寺、是後、太子不自飮食、積十餘日、遣宮內卿石川恒守等、駕船移送淡路、比至高瀨橋頭已絕、載屍至淡路葬云々、

水鏡　下　桓武天皇　同四年(延曆)ノ八月ニ、御門ハ奈良ヘ行幸ナリ侍キ、城ヲバ去年長岡ニ移サレニシカドモ、齋宮ハ尙奈良ニ御座シカバ、伊勢ヘ下ラセ給フベキ程モ近ク成テ、行幸ノ御座セシ也、其程長岡ノ京ニハ中納言種繼卿留主ニテ候セシヲ、御門ノ御弟ノ早良ノ親王東宮トテ座シガ、人ヲ遣シテ此種繼卿ヲ打殺サシメ給テンキ、事ノ發ハ、御門ハ常ニコヽカシコニ行幸シ給テ、世ノ政ヲバ此東宮ニノミ預奉リ給シカバ、天應二年ニ佐伯今毛人ト云シ人ヲ宰相ニ成サセ給タリシヲ、御門歸ラセ給タリシニ、此種繼佐伯ノ氏ノカヽルコトハ未侍ズト御門ニ申シヽカバ、宰相ヲ取給テ三位ヲセサセ給テアリシヲ、此東宮ヨニ口惜キ事ニ覺テ、種繼ヲ勅勘シ給ヘト申給シヲ、御門ムツカリ給テ、更ニ聞給ズシテ、此後東宮ニ政ヲ預ケ奉給事無成ニシヲ、安カラズ覺シテ、其隙ヲ年比伺給ヘルニ、ヨキ折節ニテカクハシタマヘルナリケリ、御門奈良ノ京ヨリ歸リ給ニ

嵯峨天皇皇太子高岳親王を廢して大伴親王を皇太子と爲したまふ

キ、丙戌日行幸ハアリテ、今日ハ壬辰日還御ナレバ、七日ト云シニ歸ヘリ給ヘリトゾ覺ヘ侍ル、（中略）カクテ其年ノ十月ニ東宮ヲ乙訓寺ニ押籠奉、供御ヲ止奉リ給ヘリシニ、十八ケ日マデ其御命絕ヘ給ザリシニ、淡路國ヘ流シ奉リ給キ、其國ノ山崎ニテ失サセ給ニキ、

日本後紀　二十　嵯峨天皇　弘仁元年（大同五）九月戊申（十一日）正四位下藤原朝臣眞夏、從四位下文室朝臣綿麻呂等被召自平城宮來、禁綿麻呂於左衞士府、大外記外從五位下上毛野朝臣穎人從平城急來言、太上（平城）天皇今日早朝取川口道入於東國、凡其諸司幷宿衞之兵、悉皆從焉、于時遣大納言正三位坂上大宿禰田村麻呂等、率輕銳卒、從美濃邀之、田村麻呂奏請、綿麻呂武藝之人、頻經邊戰、募將同行、卽授正四位上拜參議、以遣之、歡喜踊躍、卽駕兵馬、又置宇治山埼兩橋、與渡市津頓兵、是夜令左近衞將監紀朝臣清成、右近衞將曹住吉朝臣豐繼等、射殺仲成於禁所、仲成者參議正三位宇合之曾孫、贈太政大臣正一位種繼之長子也、性狼抗使酒、或昭穆无次、忤於心不憚掣肘、及乎女弟藥子專朝、假威益驕、王公宿德、多見凌辱、民部大輔笠朝臣江人之女適仲成也、其姨頗有色、仲成見而悅之、嫌其不和、欲以力强、女脫奔佐味親王、仲成入王及母夫人家認之、麁言逆行、甚失人道、及遭害、衆以爲自取之矣、己酉（十二日）太上

仁明天皇皇太子恒貞親王を廢して道康親王を皇太子と爲したまふ

天皇至大和國添上郡越田村、卽聞甲兵遮前、不知所行、中納言藤原朝臣葛野麻呂、左馬頭藤原朝臣眞雄等、先未然雖固諫、猶不納、催駕發進焉、天皇遂知勢蹙、乃旋宮剃髮入道、藤原朝臣藥子自殺、藥子、贈太政大臣種繼之女、中納言藤原朝臣繩主之妻也、有三男二女、長女、太上天皇爲太子時、以選入宮、其後藥子以東宮宣旨出入臥內、天皇私焉、皇統彌照天皇（桓武）慮婬之傷義、卽令駈逐、天皇之嗣位、徵爲尚侍、巧求愛媚、恩寵隆渥、所言之事、无不聽容、百司衆務、吐納自由、威福之盛、熏灼四方、屬倉卒之際、與天皇同輦、知衆惡之歸己、遂仰藥而死、庚戌（十三日）詔曰、天皇詔旨良麻勅大命乎、衆聞食止宣、太上天皇乎伊勢爾行幸世志米諸人等、法之隨爾罪賜布倍有止毛、所念有爾依已奈久之首藤原藥子加姻嫱之中奈波、禮重罪有倍志、然多入鹿等申久、雖言不納止毛、諫爭已止懇至止申爾依已奈毛、免賜比宥賜布、又中納言藤原朝臣葛野麻呂波、惡行人與利異爾有爾依已奈毛、譽賜比勤賜波須、又藤原朝臣眞雄波、身命乎棄忘已諫爭多留事、衆是日廢皇太子（高岳親王）、立中務卿（大伴親王）諱淳和爲皇太弟、

續日本後紀　十二　仁明天皇　承和九年七月己酉（十七日）是日春宮坊帶刀伴健岑、但馬權守從五位下橘朝臣逸勢等謀反事發覺、令六衞府固守宮門幷內裏、遣右近衞少將從五位上藤

原朝臣富士麻呂、右馬助從五位下佐伯宿禰宮成、率勇敢近衞等、各圍建岑逸勢私廬、捕獲其身、于時伊勢齋宮主馬長伴水上、來在建岑廬、有嫌疑同被捕、又召右近衞將曹伴武守、春宮坊帶刀伴甲雄等、令解兵仗、幷五箇人分付左近衞左衞門左兵衞等三府、並令杜禁、仰左右京職警固街巷、亦令固山城國五道、遣神祇大副從五位下藤原朝臣大津守宇治橋彈正少弼從五位上丹墀眞人門成守大原道、侍從從五位下清原眞人秋雄守大枝道、散位從五位上朝野宿禰貞吉守山埼橋、大藏少輔從五位下藤原朝臣勢多雄守淀渡、先是彈正尹、三品阿保親王緘書、上呈嵯峨太皇太后、太后喚中納言正三位藤原朝臣良房於御前、密賜緘書、以傳奏之、其詞曰、今月十日、伴健岑來語云、嵯峨太上皇今將登遐、國家之亂在可待也、請奉皇子入東國者、書中詞多、不可具載、(十八日)庚戌、遣參議從四位上左大辨正躬王、參議從四位上右大辨和氣朝臣眞綱於左衞門府、推勘橘逸勢、伴健岑等謀反之由、日暮不得問窮、(中略)(十九日)辛亥、正躬王、眞綱朝臣等窮問罪人、奏其日記、捕春宮坊舍人伴氏永、付右衞門府、以健岑從弟也、(二十日)壬子、遣左大辨正躬王、右大辨和氣朝臣眞綱於左衞門府、拷問逸勢、健岑等、右兵衞督橘朝臣永名、右衞門少尉橘朝臣時枝、右馬大允橘朝臣三冬等、解所帶兵仗自進、以逸勢近親也、(二十三日)乙卯、勅使左近衞少將藤原朝臣良相率近衞卅人、圍守皇太子直曹、于時天皇權御冷然院、皇太子從之、

喚集帶刀等、令脫兵仗、積置於勅使前、又直曹前右兵衞陣下、張幄一宇、散禁坊司及侍者帶刀等於其中、自餘雜色諸人、散禁於左右衞門陣、又遣左衞門權佐從五位下藤原朝臣岳雄、右馬助從五位下佐伯宿禰宮成等、率近衞喚絆大納言正三位藤原朝臣愛發、中納言正三位藤原朝臣吉野、參議正四位下文室朝臣秋津、幽於院中、各異其處、是日詔曰、現神止大八洲國所知須倭根子天皇我詔良萬止宣、御命乎、親王、諸王、諸臣、百官人等、天下公民衆聞食世止宣、不慮外爾太上天皇崩依天、晝夜止无久哀迷比焦禮御坐爾、春宮坊乃帶刀舍人伴健岑伊、隙仁乘天與橘逸勢合力天、逆謀乎構成天、國家乎傾亡无止須、其事乎波皇太子(恒貞親王)波不知毛在女止、不善人仁依天相累事波、自古利言來留物奈利、又先先仁毛令法師等天呪咀止云人多安利、而止毛隱疵乎撥求女无事乎不欲之天奈毛抑忍、太留、又近日毛或人乃云、屬坊人等毛有謀止云、若其事乎推究波、恐波不善事乃多有无事乎、加以後太上天皇乃厚御恩乎顧天毛那究求女无事乎不知奴、今思保佐久波、直仁皇太子乃位乎停天、彼此無事波善久有部之止思保之女須、又太皇太后乃御言仁毛、如此毛久奈思保留、世故是以皇太子乃位乎停退介賜不、又可知事人止爲天毛奈大納言藤原朝臣愛發乎波廢職天京外仁、中納言藤原朝臣吉野乎波大宰員外帥仁、春宮坊大夫文室朝臣秋津乎波出雲國員外乃守爾、任賜有賜不止宣天皇我

御命乎、衆聞食與(世カ)止宣、丙辰(二十四日)、廢皇太子劒四口納袋、付勅使右近衛少將藤原朝臣富士麻呂、進藏人所、二口納珠總袋、勅遣參議正四位下勳六等朝野宿禰鹿取等於嵯峨(嵯峨天皇)山陵、告廢皇太子狀曰、天皇我御命爾坐、掛畏山陵爾申賜倍止奏久、比者東宮帶刀舍人伴健岑與橘朝臣逸勢挾懷惡心、天謀傾國家介利、掛畏山陵乃厚顧爾依天其事發覺禮奴、搜求事迹、事緣皇太子、因茲食國法隨爾、皇太子位停退留狀乎、恐美恐毛申賜久止申、戊午(二十六日)、集廢坊諸人等於右衛門陣庭、詔曰、今詔久、不慮外爾太上天皇崩賜比奴、此際爾乘天、春宮坊乃帶刀舍人伴健岑伊、與橘逸勢合力天、國家乎傾亡无止謀禮利、搜求事理爾、於皇太子天無所避之、因茲皇太子乎波其位廢退給不已畢奴、相隨人等其罪不輕、理須法乃隨爾罪之給倍之、然而御心有所思行天奈毛、殊寬免給止之天、坊司幷品官乃佐官以上、及侍人藏人諸近仕者等、又所乃長以上乎波、皆流罪爾當給不、就中爾、自先有官留人乎波、皆配所乃員外官爾任給不、但品官乃判官以下波不在任限、又官無支人等乎波、絶蔭除位天流罪爾當給倍之、然而殊愍給止志奈毛、天其身乎乃流太布、万自餘乃屬仕者乎波咸寬免給不、自今以後波、改心天公爾仕津禮、本主爾往仕已度波不得之、若猶屬仕者、法乃隨爾重久罪之給波牟宣御命乎、衆聞食與(世カ)止宣、(中略)庚申(二十八日)、罪人橘逸勢、除本姓賜非人姓、流於伊豆國、伴健岑流於隱岐國、八月乙丑(四日)、公卿

重上表言、應任天下之望、早立儲貳之狀、因循故事、輕用上聞、陛下遠布謙光、未定所請、特降明詔、更使嚮咨、臣等道謝博聞、職忝端揆、何能對揚帝系、匡贊皇圖、但周家季歷、漢室臨江、事據權時、非必通典、其樹嫡以長、曠古之徽猷、立子以尊、先王之茂實也、今者皇子道康(文德天皇)親王、系當正統、性在溫恭、率土宅心、群后歸美、豈弃震方之元長、擇蕃屏之諸王、伏願、准的舊儀、立爲太子、不勝丹款之至、謹重上表以聞、是日立皇太子、

愚管抄　三嵯峨天皇　次淳和ト嵯峨トハアヤニクニ

御中ヨクテ、二人脫屣ノ、チハユキアイツヽ、神泉ニテアソバセタマイケリ、サテ仁明ハサガノ御子ニテ位ニツキテ、又淳和ノ御子ヲ東宮ニタテラレテアルホドニ、淳和ハ承和七年五月八日カクレタマイヌ、嵯峨ハ又同九年七月十五日ニ崩御ヲハリニケリ、コノ二人ノ太上天皇ノウセタマウヲヤマタレケム、コノ東宮ノ御方人發覺ノ事アリケルヲ、其後イツシカ中一日アリテ、十七日ニ阿保親王ノ當今ノ仁明ノ御ハヽニツゲマイラセラルヽコトアリケリ、東宮ノタチハキ健峯トイフモノマイリテ申タリケル、我カタ人ニナントヽ思ヒケルニヤ、但馬守橘逸勢、大納言藤原愛發(ヨシミネ)、中納言同吉野ナドイフ人々謀反ヲコシテ、東宮ヲイソギクライニツケタテマツラムトイフコトイデキテ、太皇太后イソギ中納言良房ヲ

メシテ、カヽルコトヲホセラレアハセテ、コノ人々ミナヽガサレケリ、橘逸勢イヅノシマヘナドツカハサレテ、ヨシミチノ解官ノトコロニ、良房ハ大納言ニナラレニケリ、東宮ハ十六ニナラセ玉ヒケレバ、我御心ヨリハヲコラズモアリケム、コノ東宮ヲバ恒貞親王トゾ申ケル、太子ノ冷泉院ニヲハシマスヘマイラレタリケルニ申サレケレバ、ワレハシラズトヲホセラレケレド、コノ御レウニコレラガシタクスルコトアラハレニケレバ、參議正躬王ニ勅シテ、東宮ヲバ送廢（退カ）シマイラセラレニケリ、サテ同四日（八月）道康親王トイフハ文徳天皇ナリ、コレヲ東宮ニタテマイラセラレニケリ、

第三款　皇嗣の待遇

皇太子の身位に關し、其の尊嚴を表彰する爲の制度に付いては、上代に於いては、未だ一定したるものなかりしが如く、其の記の今日に傳はれるものなし。其の制の定まりたるは、蓋し大寶令に始まる。

大寶令の制に據れば、皇太子の敬稱は殿下とす。殿下の敬稱は一般の親王には及ばず、太皇太后、皇太后、皇后の外は、專ら皇太子に限れり。皇太子の言詞の外に發せらるゝを令又は令旨と謂ひ、臣下の皇太子に言上するを啓と謂ふ。皇太子の御居所は之を東宮と稱す。東宮、皇太子、殿下等の語を文書に記すには、闕字を爲すことを要する旨の定あり。令には其の定なけれども、皇太子の他所に赴きたまふは、之を行啓と謂ふを例とす。近世に至りては、皇太子の御名を敬避せる例も少からず(一)。

皇太子の班位は、大寶令の制に據れば、太皇太后、皇太后、皇后の下、親王、諸王の上に在りしが如し。親王の班位は、令、式の制に於いては、太政大臣、左右大臣の上に在りしに反し、近世に至り、親王は總て三公の下に列することに定まりたれども、獨り皇太子は、近世に至り

て後も、一般の親王とは班位を區別し、晉に三公の上に在るのみならず、天皇、上皇の下、女院、皇后(中宮)、准三宮の上に定められたるが如し。立太子の儀に先だち儲君治定の事ある例開かれたる後に於いては、儲君の班位は、親王宣下と共に皇太子に准ずるを例と爲せり(三)。

天皇巡幸あるときは、皇太子をして留守の任に當らしめたまふ。之を監國と謂ひ、勅旨式は令を以て勅に代へ、便奏式は啓令を以て奏勅に代ふ。但し詔書を發するが如き大事は代行の限に在らず。皇太子は又時として攝政に任じたまへることあり。攝政は天皇大政を親らしたまふこと能はざる事由あるに因り、萬機を攝行するものなるに對し、監國は天皇の御不在に當り、一時大政を代行するに止まることに於いて異なれり(三)。

皇太子に奉仕する職司は、大寶令の制に於いては、傅、學士及び春宮坊を置く。傅は一人、道德を以て皇太子を輔導することを任とし、學士は二人、經を執りて奉說することを掌る。春宮坊は「ミコノミヤノツカサ」と訓み、大夫一人を其の長官とし、其の下に亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人等あり。後世東宮職と春宮坊とを區別し、傅、學士を東宮職に、大夫以下を春宮坊に屬せしめたり。其の外、延喜式には、春宮坊に史生四人を補すること見え、又弘仁六年三月坊掌二員を置きたることを見ゆ。平安時代以後に至りては、藏人、非藏人、雜色、出納、女藏人、宣旨等の職員ありて坊中の雜務に從へり(四)。

春宮坊の被官として、大寶令の制に於いては、舍人、主膳、主藏の三監、主殿、主書、主漿、主工、主兵、主馬の六署を置き、各其の所管事項を分掌

するものと爲せり。大同二年八月主書、主兵の二署を主藏監に、主漿署を主膳監に併せ、平安時代中期以後は、舍人、主藏の二監及び主工署も亦停廢に歸し、主膳監、主殿署、主馬署のみは、近世に至るまで其の名を存續せり(三)。又東宮に侍衞し非常を警備するの任に當る者に帶刀舍人あり、一に帶刀とも稱す。立太子の儀終れる後、帶刀試を行ひて之を補任す。其の長を帶刀の長と謂ひ、一に帶刀先生とも稱す。一時は源氏、平氏等の武士より之を選拔せり(四)。

立太子以前の儲君には、特定の職司を附屬せしむることなかりしも、儲君治定と共に、儲君に祇候すべき公卿竝びに殿上人數名を定めて奉仕せしめ、又御殿に結番せしめたまふを例とせり。又時に帶刀數人を補せられしことあるも、常例に非ず(五)。

明治維新の後に至り、東宮職と春宮坊との區別を廢し、明治二年には春宮坊の制を定め、傅、學士、大夫、亮、大進、少進、大屬、少屬等の職員を置きしが、明治二十二年に至り、春宮坊を改めて東宮職と爲し、大夫、亮、侍從長、侍從、武官、屬等の職員を置き、更に明治二十九年には東宮侍講を置きたり(六)。

皇太子の經濟上の待遇に付いては、頓給料、雜用料、封戶、年給、御領、御料米等の制ありしが如しと雖も、其の制時代に依り一樣ならずして、其の詳細を明らかにし難し。今文獻に散見する所に依り、其の一班を窺ふに止めんとす。

春宮坊頓給料は、皇太子の册立に當り、臨時其の儀の用に充つるが爲にせるものゝ如く、延喜式に「凡東宮初立、頓絁絹一百五十疋、調布五百端、調綿五百屯、錢百五十貫文、白米百斛、黑米百斛、鹽廿斛、油八斗」と見え、民經記寬喜三年十一月の條に「藏人頭內藏頭兼春宮亮有親

朝臣仰云、春宮坊頓給料任例可奉充、大夫承勅、以官人召右少辨忠高（左衞門權佐春宮大進）被仰頓給料事と見えたるに依れば、鎌倉時代の初期までは、其の事ありしが如し(九)。年々の雜用料は、毎年の用に充つるが爲にするものにして、大寶令に其の制あり「東宮一年雜用新、絁三百疋、綿五百屯、糸五百絇、布一千端、鍬一千口、鐵五百廷」と見ゆ。延喜式にも亦、雜用料として略同樣の品目數量を揭げ、其の外御被料として長絹二十疋、白綿二百屯を官に申請すべきことを載せたり(一〇)。」封戸に付いては、延喜式に「東宮湯沐二千戸」とあり、皇太子に封戸を給せられしこと明らかなれども、日本紀略康保四年九月の條には「東宮封千戸」と見え、又時に臨みて本封の外に加給せらるゝことありて、常に一樣なりしに非ず。而して東進記正治二年四月の條に「當時御封未被宣下之間、皆以無足」と見えたるに徵すれば、封戸は其の頃既に名ありて實なきに至りしことを窺ふに足る(一一)。

東宮の年給は、年毎に年官年爵を給ふを謂ふ。年官は其の官に屬する公廨の配分、年爵は其の位に屬する位田の收入を、給主に收納するを目的とするものにして、除目は唯名のみに止まり、其の人あるも任に就かず、時としては姓名を假作して、實は其の人なきことあり。東宮の年給は、寬平七年二月十一日藤原定方を陸奥權少掾に、同八年正月七日同人を從五位下に敍したるを以て、其の初見と爲し、爾來平安時代を通じて行はれたるが如し(一二)。

莊園制度の發達するに及び、皇室御領と共に東宮御領としての莊園をも置かれたることは、御堂關白記長保六年三月の條に「東宮御領柴嶋御庄司」と見え、小右記寬弘九年四月の條に「有故院御處分云々、中宮、東宮勅旨田各百町」と見えたるに依り、其の一班を察するを

得べしと雖も、其の詳細は明らかならず(三)。

江戸時代に入り、儲君治定のこと起り、立太子儀の再興せらるゝや、江戸幕府は禁裏御料の外に、儲君たる親王、又は皇太子に年々御料米一千俵を進獻するを例とせり(三四)。

明治維新の後は、皇太子の御一身竝びに奉仕の職司に要する經費は、總て皇室經費の中に包括せられ、皇太子の經濟上の待遇に關して、特別の制を存せざるに至れり。

以上の外、皇太子の身位に關し、明治以後に於いて新に定められたるものには、皇太子の敍勳及び任官の制あり。皇太子、皇太孫は滿七年に達したる後、大勳位に敍し菊花大綬章を賜ひ、滿十年に達したる後、陸軍及び海軍の武官に任ぜらる。是明治天皇の創定したまへる所にして、明治以前の舊制には全く之に相當すべきものなし。皇室典範には、又皇太子、皇太孫は、一般皇族が滿二十年を以て成年とするに對し、特に滿十八年を以て成年とする旨の定あり、皇太子、皇太孫成年に達したる當日、賢所大前に於いて成年式を行はせらる。皇太子成年式に相當すべきものには、中世以後皇太子元服の制ありたれども、皇太子の元服を行ひたまふ年齡は必ずしも一定せず、又他の者に比し特に早く行ひたまふ定ありしにも非ず。皇太子、皇太孫の成年の制も亦、皇室典範に依り新に創定したまへる所なり(三五)。

皇太子の敬稱は殿下とす

一　令義解　儀制令　凡皇后皇太子以下、擧土之內、(註略)於天皇太上天皇上表、同稱臣妾名、對揚稱名、謂、凡臣下面在君所、稱揚自名者、唯稱某甲、不言臣某、其太皇太后、皇太上天皇、及太皇太后皇后皇太子、相稱之辭、不見令條、待式處分之、皇后皇太子、於太皇太后皇太后皇太子上啓、稱殿下、自稱皆臣妾、對揚稱名、

令集解　二十八儀制令　古記云、問、上疏上表、未知若爲分析、答、義趣一種、唯人色代者字亦爲

異耳、跡云、稱臣妾名、謂發題不注官位姓名、上啓處、皆放此也、穴云、問、諸奏事式在公式令、未知、上表式在何所、答、不見其式、但作表進耳、表猶表題、表奧者具官位姓名耳、或云、文稱臣妾名者、爲注發題者說之文耳、但注事年號下者、子細可注官姓名也、凡此條上條爲注置公文說此文耳、在穴、對揚稱名、謂凡臣下面在君所、稱揚自名者、唯稱某甲、不言臣某、其太皇太后皇太后皇太后、於天皇太上天皇、及太皇太后皇太后皇太子相稱之辭、不見令條、待式處分之、釋云、對對面也、揚稱揚也、皇太子於皇后文不見、古記云、對揚謂對面皇帝而褒揚也、穴云、皇太子上於皇后、及太皇太后皇太后上表於天皇文等在別式也、私案、皇太子上於皇后者放皇太后、其太皇太后皇太后等、並是於天皇爲至親之天、何逆理可稱表故、不可載文、不可有表、或云、師云、不文所云、但今所說順耳、可撿、在穴、跡云、太子於皇后又皇太妃夫人等不見文、合有別式、額不同也、朱云、皇后與皇太子不見文、可有別式也、額不同、皇考皇妃於天子何、答、凡如此色不可上表啓者、額云、皇后者作令可奉皇太子也、皇太子者作啓可上皇后者、凡如此色者、皆可依親義禮也、太皇太后與皇太后亦同者、未明、而於不有親色何、又違諸說何、（中略）釋云、凡此條上表啓稱號耳、假如、上啓之時、稱三后皇太子號者稱殿下、注己名者、稱臣妾耳、若書儀臣妾名言臣妾名言之類、跡云、問、上啓、未知、造啓歟、答、不見

其式、但造啓耳、或云、若如啓式造歟、師云、公式令啓式者、爲職坊生文、但此者不依彼令、造表樣之啓耳、問、文云、自稱皆臣妾、未知、不加名字哉、答、師云、依文、稱名字耳、但至奧而稱官位姓名耳、又於太皇妃太皇太夫人者何、答、不見、師云、亦准此也、在穴、古記云、問、自稱、未知意何、答、自稱、謂如上猶稱臣、亦稱名耳、不在自對之意也、上啓表同、謂上啓與表同意、屬與陛下之注義同耳、以表同字代通稱字耳、宮官、謂東宮官也、自稱名、謂不加臣也、自稱臣、謂不加名也、假令、臣名上表也、臣上疏也、名上啓也、臣上啓也、但連署者、官位姓名記耳也、或云、假於啓如云臣言妾言、而不稱其名、但日月之下稱名、在釋耳、

菅家文草　一詩一　翫秋花、（貞明親王）東宮侍中局小宴之作

秋花得地在春宮、萬歲將看一箇叢、素片還慙芳意素、紅房溫對醉顏紅、馨香畏減凄凉雨、氣色嫌傷晚暮風、欲惣繁華供殿下、不知何處路相通、

中右記　康和五年十月廿七日、未剋許參右大臣（藤原忠實）殿、申剋許爲御共參東宮、大夫（藤原公實）被候殿上、今日興福寺僧侶所參賀殿下（宗仁親王）也、

令義解　七公式令

皇太子令旨式、三后亦准此式、

令旨云々

季　月　日

奉令旨如右、令到奉行、

大夫位姓名

亮位姓名

右受令人、宣送春宮坊、春宮坊覆啓、訖留畫日爲案、謂准勅旨式、亦須印署也、更寫一通施行、謂或送太政官、或下被管諸司、

啓式、三后亦准此式、

春宮坊啓

其事云々謹啓

年　月　日

大夫位姓名

亮位姓名

奉令依啓、若不依啓者、卽云、令處分云々、

亮位姓

右春宮坊啓式、奉令後、注啓官位姓、

令義解　一東宮職員令　大夫一人、掌吐納啓令、（中略）事、

令集解　六東宮職員令　古記云、大夫通傳啓春坊政申太子謂之啓也、

名目抄　諸公事言說篇付私雜　令旨（リャウジ）、春宮、四宮、女院等仰也、又親王等之所命同歟、

令集解　十二田令　大同三年六月六日格云、停止給新任國司等公粮事、右西海道觀察使大宰帥從三位藤原朝臣繩主奏偁、准延曆廿五年三月廿四日令旨（安殿親王）、新任國司初到任所、未給公廨、資用乏少、宜各准公廨四分之一、借貸正稅者、然則新任之用、以此足矣、而依舊給粮、於事重疊、望請、當道公粮、永從停止者、右大臣（藤原内麿）宣、奉勅依請、自餘諸道亦宜准此、

權記　長保二年三月十三日庚寅、參東宮、令藏人民部丞爲資（藤原）獻書四卷、前日蒙令所書（居貞親王）也、依御寢之間、付之退出、

東寺百合文書　ヘ　春宮令旨案

七條院御領十七ヶ所事

山城國上桂庄（中略）

第四節　皇嗣　第三款　皇嗣の待遇

啓の例

右庄々、可有御管領之由、
（尊治親王）春宮令旨所候也、以此旨可令洩啓四辻入道親王給、仍執達如件、

正和三年七月三日　　（吉田隆長）亮在判

謹上　栗田口少將殿

文德實錄　一　嘉祥三年夏四月己酉（二日）、公卿上啓曰、（中略）遺制云、皇太子（道康親王）可於柩前即皇帝位、一依周漢故事、（中略）謹奉啓以勸進、令曰、雖有遺詔、既踰旬月、況亦陵土未乾、不忍即正、不聽、

朝野群載　一　啓　文筆上　延曆寺奉賀儲君（惠平親王）始立啓

延曆寺沙門延昌等謹啓、伏聞、儲君殿下、去月廿三日、正太子之尊、就少陽之位、褰袍藍袖、懽々于市朝、蔥帳蓬扉、欣々于巖谷、殿下感瑤光而託孕、應瑞氣而誕姿、生而神聰、已掩軒轅於五帝之德、（中略）謹遣寺主僧傳燈大法師良藝等、奉賀以聞、謹啓、

天曆四年八月一日

御堂關白記　寬弘三年九月三日壬寅、右衞門督（齊信）、左衞門督（公任）、左大辨（行成）等、作行幸式、參內候宿、被仰云、行幸日、可聞參東宮（居貞親王）給由者、啓事由、可參給者、宮御氣色極宜、有悅氣、

令義解　一　東宮職員令　東宮職員令第四、謂太子之所居也、

令集解　六　東宮職員令　釋云、太子、謂之東宮也、跡云、東宮、謂美子宮、朱云、太子之宮名、稱東宮也、穴云、御子宮、在御所東、故云東宮也、伴云、四時氣自東發、卽春准此、故爲東宮、春宮、其義無別也、

職原抄述解　七　東宮

美古乃美夜ト訓ベシ、和名抄ニ、春宮坊ヲ美古乃美夜乃豆加佐ト訓リ、官職祕抄、百寮訓要（抄脫カ）等ニハ東宮職ト載ラレタリ、令ニハ春宮坊トアリ、同義解云、謂東宮太子之所居也、又文德實錄ニ、嘉祥三年四月庚午、前春宮職印一枚獻于內裏ト云文見、東宮春宮是一也、頭注、左傳衞莊公娶于齊東宮得臣之妹、曰莊姜、注曰、得臣齊太子也、太子不敢居上位、故常處東宮、東宮、春宮ハ太子ノ御座所ト官名ト別ツヘキタメナリ、東宮ハ太子ノ御所、春宮ハ官舍也、春モ亦東ノ音ヲ以テ讀ハ故實也、令集解云、四時氣自東方發、卽春准此、故爲東宮春宮、其義無別也、左傳隱公三年孔穎達疏云、四時東爲春、萬物生長在東、西爲秋、萬物成就在西、以此君在西宮、太子常處東宮也、或□據易象、西北爲乾、乾爲君父、故君在西、東方

爲震、震爲長男、故太子在東也、

令義解（七公式令）　東宮　皇太子　殿下

右如此之類、並闕字、

東宮皇太子殿下等の語を闕字と爲す

名目抄　院中篇　行啓（ギャウケイ）　春宮及四宮御出ヲ云也、

皇太子の御名の敬避

九曆　天德三年正月三日、（惟平親王）東宮行啓中宮事、有儀、〔藤原師輔薨〕

御堂關白記　寬弘二年十一月廿七日辛未、於戌時行幸、（中略）中宮亥時行啓、（居貞親王）東宮

同時南院東對行啓、

台記　久壽二年十月五日、（中略）傳聞、（守仁親王）東宮自鳥羽南殿行啓同田中殿、

花園天皇宸記　元應二年六月十八日丙寅、今日春宮（邦良親王）行啓延政門院云々、是當時御座堀川第、依有怪異、占文等重愼之由見、仍暫行啓他所云々、

季連宿禰記　天和三年二月十六日己丑、今日東宮（朝仁親王）行啓也、刻限已云々、卯刻被相催、

基熙公記　天和三年十一月十三日庚辰、中井主水正來談序、名字正朝也、東宮御名字朝仁有憚哉之由問之、强雖非可憚、改名無難之由答之、仍余可勘遣之由、先日談之、今日書付遣了、正知切支治定之了、

皇太子の班位

百一錄　寶永四年四月廿九日、（慶仁親王）儲君御方有親王宣下、上卿二條內大臣（綱平）、勅別當德大寺大納言（公全）、奉行頭中將經慶（勸修寺）卿改經敬、儲君御諱慶仁依避之也、

五月朔日、隆慶（脫筆）卿改隆賀、季慶朝臣改季通、依避御諱也、

野宮定晴日記　寶曆九年五月十五日甲午、（中略）此日儲君有親王宣下之事、（中略）

親王御名英仁御治定云々、依之大宮三位、四辻三位末子等俄改名、大宮三品昌季、元季、四辻三品末子（實長）公圭、元公英、尤御名字御治定之後、直改名被付款狀、頭辨卽宣下云々、尤款狀剛紙也云々、今日改名之儀、甚疾速之儀也、一向不能考勘者歟、諸事平生可覺悟事也、

二

令義解　六儀制令　凡皇后皇太子以下、率土之內、謂皇太子以下者、百官以上、其庶人者自約率土之內也、率土者、率循也、卽率土之濱、莫非王臣是也、於天皇太上天皇上表、同稱臣妾名、對揚稱名、謂凡臣下面在君所、稱揚自名者、唯稱某甲、不言臣某、其太皇太后皇太后皇后皇太子、相稱之辭、不見令條、待式處分之、皇后皇太子、於太皇太后皇太后皇后皇太子者、並須拜賀之禮、不及親王以下、其三后及皇太子、於天皇太上天皇及太皇太后皇太后皇后皇太子、相稱之辭、不見令條、待式處分之、

令集解　二十八儀制令　古記云、率土之內、謂大八州是也、問、皇后於皇太后稱妾、皇太后稱妾名以不、答、可稱妾耳、又太子及婦女於皇太后皇后稱臣妾、但太子於皇后文不見、

令義解　六儀制令　凡元日不得拜親王以下、謂拜賀之禮、不及親王以下、其三后及皇太子者、並須拜賀也、

親王の班位

近世に於ける親王の班位

令義解　六儀制令　凡在廳座上、見親王及太政大臣下座、左右大臣、當司長官、卽動坐、謂左右大臣、見親王及太政大臣、卽動坐、其太政大臣、及親王見太政大臣、並不動也、（中略）以外不動、

令義解　七公式令　凡文武職事散官朝參行立、各依位次爲序、位同者、五位以上卽用授位先後、六位以下以齒、謂齒齡也、親王立前、謂夾馳道、而分立東西也、諸王諸臣、各依位次、不雜分列、謂自親王行降一等、諸王立西、諸臣列東、

延喜式　十八式部上　凡在朝堂座、見親王及太政大臣者、皆磬折而立、若見左右大臣、及左右大臣見親王及太政大臣者、並起座、卽就座及出門訖、乃以次就座、

延喜式　四十一彈正臺　凡親王、太政大臣、左右大臣入朝堂者、諸司皆起座、親王、太政大臣者、磬折而立、座定乃以次復座、退出亦同、

弘安禮節　路頭禮事

一、遇親王禮事、大臣共扣車僮僕互下馬、大臣前駈以下列居車後、親王前駈步行過之、親王車過畢、大臣僮僕騎馬進行、若親王車自後來者、大臣車直對親王車立之、自餘同輩准之、

禁中方御條目十七箇條　一、三公之下親王、其故者右大臣不比等、著舍人親王之上、殊舍人親王、仲野親王贈太政大臣、穗積親王准右大臣、是皆一品親王以後、被贈大臣時者、先三公之下可爲勿論歟、親王之次前官之大臣、三公在官之內者、雖爲親王之上、辭表之後者、可爲次座、

近世に於ける皇太子の班位

通誠公記　寶永五年二月三日、內、院中、東宮御次第事、主上、仙洞、東宮、女院、中宮、大准后、可爲此通之由御治定也、

儲君の班位

賴言卿記　寶曆九年正月十八日庚子、（中略）巳刻參內、武家傳奏議奏列座於八景繪間、來五月若宮（英仁親王）御方立親王宣下、其已前女御（藤原富子）御方可有准后宣下之旨御治定、非藏人ㇾ可申渡之旨被示、（中略）申刻退出、女院、女御、儲君、殿下、前殿下參賀了、

桂宮日記　天保六年六月廿一日己酉、五月十五日甲午、（中略）今日儲君御名字英仁（統仁親王）春秋二歲、仁、立親王宣下也、（中略）女院、親王、准后、前關白へ參賀了、自今日御次第、親王、准后ト被立了、

依招万里小路家ㇾ周防守參入、粟津因幡守面會、熙宮御成長ニ付被定儲君、自今被稱儲君之由被仰出、仍而御達也、且右ニ付御歡等之儀ハ無之哉御尋也、仍而當時ハ無其儀段申御答了、因幡守心覺相渡不及返却之旨書付如左、

熙宮追々御成長ニ付被定儲君、來八九月立親王宣下、尤准后御方可爲御養子、御實子

御同樣思召之旨被仰出候事、

一、自今被稱儲君候事、

一、御座次、

准后御方　儲君

右被仰出候事

菅葉　天保六年九月十八日甲辰、（中略）今日儲君（統仁親王）親王宣下也、（中略）入夜自新宰相廻文到來、

（上略）儲君御次第、是迄准后之御次候處、自今儲君、准后、

右之通御次第候

實麗卿記　萬延元年七月十日壬寅、酉刻許從權黃門（番頭）廻文到來續左、

祐宮（睦仁親王）追々御生長ニ付、自今日儲君御治定、來九月立親王宣下御治定被仰出、准后（藤原夙子）御方御實子、自今日御同居被仰出候事、

右之通被示候、仍申入候、早々御廻覽可返給候也、

七月十日　（四辻）公績

一、祐宮自今被稱儲君候事、

一、御次第可爲准后御方御次之事、

一、儲君へ言上之儀、於禁中言上可然之事、

一、今明日中、此御所准后儲君等へ參賀可然事、

右之通兩役列座、右大將被申渡候、仍早々申入候也、

七月十日　（廣幡）忠禮

日野中納言（資宗）　源宰相中將（庭田重胤）　右衞門督（柳原光愛）

右儲君三卿被仰出候、尤是迄之通、近習小番參勤之旨、右大將被申渡候、仍申入候也、

議奏記錄　萬延元年九月廿八日

親王御諱

睦仁武豆

儲君親王自今御次第可爲准后上事

右之通御治定之旨、三條大納言（實愛）被申渡候由、三室戸新三位（雄光）被演說候、尤番々且小番未勤之親族中江茂可申傳由ニ候事、

右之趣、竹屋三品(光有)に申達了、　(油小路)隆晃

皇太子監國

三　令義解　六儀制令　凡車駕巡幸、及還、百官五位以上辭迎、(註略)留守者不在辭迎之限、謂執掌之長官留守者也、假如監國之太子、若執契之公卿之類、

令集解　二十八儀制令　釋云、留守者、留守長官也、假如皇太子監國、若執契宰相是、古記云、留守謂皇太子監國是、不然者、執契宰相是、穴云、留守者、依公式令、給鈴契人是也、跡云、留守謂太子或臨時執鈴契、自餘不在此限也、

皇太子監國のとき勅旨式は令を以て勅に代ふ

令義解　七公式令　勅旨式、(中略)皇太子監國亦准此式、以令代勅、

令集解　三十一公式令　穴云、宰相以上留守之時、不用式耳、跡云、問、監國未知、无皇太子差宰相以上、令留守者何行爲若、答、不合行事也、以令代勅、謂棄勅行令啓耳、朱云、皇太子監國亦准此式、以令代勅、謂不得行詔書耳、問、皇太子留守條、師記云、雖給鈴契、不可給內印、又不在御所事、餘公事不可行者、未知、依此式可行令旨、此何色事、答、言云云、不明決耳、額云、內印不可給、但事行不不一決耳、

皇太子監國のとき便奏式は啓令を以て奏勅に代ふ

令義解　七公式令　便奏式、(中略)其皇太子監國謂天子巡行、太子留守、是爲監國、亦准此式、以奏勅代啓令、

皇太子監國のとき大事は代行の限に在らず

令集解　三十一公式令　便奏式、(中略)釋云、皇太子監國亦准此式、天子出行、太子留守、是謂監國、事見左傳也、亦准此式、謂作樣並如此之小事可啓、中事以上皆可奏天皇也、古記云、問、皇太子監國亦准此、未知、注奏不、答、以啓代奏、又准此者、小事得啓、以外不合、穴云、監國時不行奏事以上事也、先已記也、師同之、跡記无別、

令義解　七公式令　凡車駕巡幸京師、留守官給鈴契、謂留守官者、皇太子若不在者、餘官留守者亦是也、(中略)其依上條、太子監國之日、唯得用勅旨及便奏、以外大事不得施行、此據尋常之時、不由非常之變、若有軍機急速應處分兵馬者、不拘恒法、亦得兼行、

令集解　三十四公式令　古記云、問、京師留守官、未知、皇太子監國留守官哉、答、然、跡云、留守、謂無太子、餘人皆同、朱云、留守官給鈴契者、未知、內印給不、無印何可行事乎、答、不印給也、給鈴契者、爲合御所之契也、鈴亦爲進遣御所也、凡上勅旨式、便奏式、皇太子監國以奏勅代啓令、謂只爲御所事也、廣不可行諸司諸國事者、未明、後云、內印不給也、御所亦可行政故、但留守官以外印可行公事耳者、未明、額然、不明決何、穴云、問、文云、給鈴契者、未知、有給印哉、答、雖給鈴契、若不給印者、不可得施行、然則、印亦給耳、雖云內印此一也、而據留守者、其印不從行幸哉、答、不可然、但而內印數下見幾、有抑靜撿、或云、留守官者、皇太子以下、於諸國鈴契不施行、但給鈴契本意者、爲通行在所、只給鈴契、以已可不給印、其於行在所通鈴契事者、用外印耳、不

皇太子監國の例

可有内印之故、後師云、依文習不給印耳、但理於留守官、可有官印、然至行鈴契之時尚難矣、靜可案之、後案、上條皇太子不得行奏事以上、但正得行便奏之小事、准此論之、留守之官不可行中事以上及發兵之事、是知、爲通行在所之說合宜也、又内印可給之說合、私思可撿、

續日本紀　三十八桓武天皇　延曆四年九月丙辰(廿四日)、車駕至自平城、(中略)至於行幸平城(早良親王)太子及右大臣藤原朝臣是公、中納言種繼等、並爲留守、

水鏡　下桓武天皇　同(延曆三年十一月)十一日戊申ニ長岡京ニ移給、(中略)同四年ノ八月ニ御門ハ奈良ヘ行幸ナリ侍キ、城ヲバ去年長岡ニ移サレニシカドモ、齋宮ハ尚奈良ニ御座シカバ、伊勢ヘ下ラセ給フベキ程モ近ク成テ、行幸ノ御座セシ也、其程長岡ノ京ニハ、中納言種繼卿留主ニテ候セシヲ、御門ノ御弟ノ早良ノ親王東宮トテ座シガ、人ヲ遣シテ此種繼卿ヲ打殺サシメ給テンキ、事ノ發ハ、御門ハ常ニコソ、カシコニ行幸シ給テ、世ノ政ヲバ此東宮ニノミ預奉リ給シカバ、天應二年ニ佐伯今毛人ト云シ人ヲ宰相ニ成サセ給タリシヲ、御門歸ラセ給タリシニ、此種繼、佐伯ノ氏ノカミルヲハ未侍ズト御門ニ申シヽカバ、宰相ヲ取給テ三位ヲセサセ給テアリシヲ、此東宮ヨニ口惜キ事ニ覺テ、種繼ヲ勅勘シ給ヘト申給シヲ、御門ムツカリ給テ更ニ聞給ズシテ、此後東宮ニ政ヲ預ケ奉給事無成ニシヲ、安カラズ覺シテ、其隙ヲ年比伺給ヘルニ、ヨキ折節ニテカクハシタマヘルナリケリ、

皇太子攝政の例

日本書紀　二十一用明天皇　元年(丙午)春正月壬子朔、立穴穗部間人皇女爲皇后、是生四男、其一曰厩戸皇子、更名豐耳聰、聖德、或名豐耳聰耳法大王、或云法主王、是皇子初居上宮、後移斑鳩、於豐御食炊屋姬天皇世、位居東宮、總攝萬機、行天皇事、語見豐御食炊屋姬天皇紀、

日本書紀　二十二推古天皇　元年(癸丑)夏四月庚午朔己卯(十日)、立厩戸豐聰耳皇子爲皇太子、仍錄攝政、以萬機悉委焉、

革命勘文　(高城皇子)天智天皇者、息長(舒明)足日廣額天皇之太子也、讓位於母天豐財(皇極)重日足姬天皇、及舅天萬(孝德)豐日天皇、二十一年間猶爲太子攝萬機、

職原抄　上　攝政、(中略)推古天皇朝、皇太子厩戸皇子攝政、齊明天皇御宇皇太子中大兄(高城皇子)皇子又攝政、

四　令義解　一東宮職員令　東宮職員令第四所謂太子之凡壹拾條

傅一人、掌以道德輔導東宮、考者春宮大夫錄上日行事、送於式部、式部按定、學士亦准此、

學士二人、掌執經奉說、

令制に於ける皇太子に奉仕する職司

春宮坊 管監三、署六、

大夫一人、掌吐納啓令、宮人名帳考叙、謂坊内諸司、及宮人考叙、其宮人考叙者、坊司按定、更送中務省也、宿直事、亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人、使部卅人、直丁三人、

令集解　六　東宮職員令　傅一人、（註略）掌以道德輔導東宮、（中略）穴云、道德者、未知、與師範儀刑何有優劣哉、答、然知少有優劣、無止任用耳、朱云、以道德輔導東宮、謂此少殊於太政大臣、何者、無其人闕不云之故也、但其大旨象太政大臣置耳、跡云、無其人則闕、此文不立其事、德謂天性所得、道謂所得五常之道也、學士二人、掌執經奉說、朱云、以先聖典籍教耳、

春宮坊、跡云、美子宮司也、穴云、以東換春、更無異義也、朱云、春宮坊謂東宮之内政事所行也、假令、如太政官也、古記云、問、東宮春宮、其別若爲、答、東宮職員之内、官之名云耳、坊

大夫一人、掌吐納啓令、古記云、大夫通傳啓春坊政申太子、謂之啓也、他人啓事、皆爲通傳之字、或教進止也、或謂傳也、隨事狀耳、以東宮政事申天皇、謂之奏也、以奏書應緣納言也、命啓耳、但東宮耳、奏天皇事者、自親對奉耳、宮人名帳、跡云、宮人名帳亦在中務省、其舍人等名帳、在三監、六署皆是也、考叙（中略）釋云、宮人名帳考叙、謂東宮之宮人考叙、坊按定送中務叙耳、其考叙者、兼坊内諸司及宮人考叙耳、穴云、考叙謂宮人考也、考叙猶考也、言合叙之人、亦勘定故耳、其男之考叙、別有文、故司別不別顯也、朱云、考叙宿直、謂宮人並皆諸司之考叙、別有文、故司別不別顯也、朱云、考叙宿直、謂宮人並皆考叙之字意何、答、依勘定考第叙位、故加叙字耳、此司不有叙者、問、大夫考可誰定、答、注上日行事、申送式部省、跡云、宮人謂女孺等考、坊按定申送中務、此女孺名帳亦在中務也、考叙、謂考言得考叙位、故云叙耳、古記云、考選坊内諸司、考選按定送式部、不得直申太政官、但學士考、傅合定、傅大夫等第不定申送耳、傅以下皆約坊文載耳、

令義解　一　官位令

正四位

皇太子傅（中略）

以前上階

從四位（中略）

春宮大夫（下階）

從五位（中略）

春宮亮（中略）　皇太子學士（以上下階）

從六位（中略）

春宮大進（中略）

以前上階

春宮少進（下階）

正八位（中略）

春宮大屬（下階）

ミコノミヤノツカサ

東宮職と春宮坊との區別

從八位（中略）

春宮少屬

以前上階

拾芥抄　中本官位唐名　東宮　傅　大師太子大傅　大保大師小卿　皇太子傅太子大博士　大師正小卿唐太子三師　太子大保各一人

學士　小師文館大學士　小傅崇文館大學士　小保太子文學今號太子賓客

春宮大夫　春宮坊詹事正　詹事府端尹　太子少卿太子小尹　宮尹穴尹　太子尹

亮　小詹事太子洗馬　詹事小正　進　詹事丞太子詹事　屬　詹事錄事主簿　詹事太子錄事

倭名類聚抄　五官名　職官部三　坊　職員令云、春宮坊、美古乃美夜乃豆加佐、

令集解　六東宮職員令　春宮坊、跡云、美子宮司也、

朝野群載　六太政官　諸司訓詞

春宮坊（ミコノミヤノツカサ）

官職祕鈔　下　東宮職

傅　大臣任之、或有大納言、（緒）諸嗣、信、氏宗、能有、兼明、道總、有中納言例、能有、道明、自大夫轉任例、道總、

學士　儒者中撰人任之、三度任例、匡房、二度任例、實政、

春宮坊

大夫　大納言任之、中納言任例、二條前太政大臣　參議任例、安仁、良相、年名、仲平、邦基、延光、權大夫轉例、始自公季、辭諸宮大夫任例、師頼、先坊大夫任例、頼宗、

權大夫　中納言參議任之、散三位例、季宗、自亮轉任例、菅贈大相國、法興院大臣、又誠信、後朱雀院坊御時、先坊權大夫任例、師房、大夫權大夫爲納言例、宇治前太政大臣、頼宗、又師房、後冷泉院坊御時、

亮　可補藏人頭者任之、仍殊撰人、參議兼任例、菅贈大相國、惟正、自進轉任例、時光、佐時、中宮權大夫兼任例、忠義公、自同亮任例、兼忠、

權亮　用清華人、中納言兼任例、法興院大臣、參議兼任例、誠信、

大進、權、　名家諸大夫任之、登極之時多可補五位藏人之故也、其中諸衞佐一人代代必任之、近衞將兼任例、敏行、伊望、自后宮進遷任例、人鑒、光房、

少進、權、　諸大夫、又撰人任之、五位少進三人例、長元九年、於六位進者、可補藏人者任之、

屬、大少、　如諸宮、但殊清撰之、

職原抄　下、

東宮、唐名龍樓、又云銀榜、東宮、春宮是一也、然傳學士此爲東宮官、大夫以下爲坊官、古來如斯、

傳一人、相當正四位上、唐朝太子有大師大傳大保、又有小師小傳小保、本朝只置傳一人、相當太子太傅、

當雖爲正四位上、勅任官也、尤爲重、爲三公之人兼之、大納言兼任雖多先例、中古已來遲近也、又前官大臣任之、中山前太政大臣頼實公也、非常儀、

學士二人、相當從五位下、唐名太子賓客、譜第儒者有才德者應其撰、爲儲君之侍讀也、古今重之、

春宮坊、唐名春坊、唐世置詹事府、以統衆務、又置左右春坊、宮中事、一向坊官所掌也、

大夫一人、相當從四位下、唐名太子詹事、或云端尹、執柄息、及大臣子孫爲大中納言人兼之、諸大夫之納言

以上無拜任之例、坊中事大夫管領、

權大夫一人、同前、但諸大夫納言有兼任之例、猶不爲可也、

亮、相當從五位下、唐名太子少詹事、名家四位有才人望者任之、坊中事、亮一向所奉行也、

權亮一人、花族中少將兼之、

大進一人、權三人、相當從六位上、唐名詹事丞、名家五位任之、尤可擇其人也、大進奉行宮中諸公事、如禁

中職事、仍非器用者不任之、

少進一人、權少進、相當從六位下、名家六位任之、或雖五位猶帶之、

屬、大少、唐名詹事錄事、院主典代、官史生等中、爲重代者任之、掌坊中雜務故也、

百寮訓要抄

東宮職、龍樓、鵷鷁、禁銀榜、是は東宮御座の時の官、御座なき時は不可有、

傅、太子大傅、皇太子傅、執柄の大臣是に任す、東宮を扶佐し奉る職にてあれは、殊に執する也、

攝政關白、太政大臣、左右、內大臣皆兼官に任す、規摸の官也、

學士、太子賓客、東宮の御師範也、名譽の儒者是に任す、殊重代才學をえらひてなさるゝ事也、

春宮坊、春坊、春宮の御在所の名也、春宮なとも申、東の方にかたとる、春の心也、

大夫、太子詹事、是又坊中を管領する職也、可然公卿大納言以上是になる、規摸の官也、名家の人なとはなるへからす、

權大夫　中納言以上人是に任す、大夫に同し、

亮、太子少詹事、殿上の四位可然人是に任す、殊器量をえらはるへし、

權亮　殿上四位五位是に任す

大進、詹事丞、五位以下是に任す、名家の人々もなる也、

春宮坊に史生四人を補す

春宮坊に坊掌二員を置く

藏人

非藏人

權大進　おなし

少進　五位以下是になる也

權少進　おなし

官職難儀　春宮とは、いかゝしたる時申候や、(中略)

東宮、春宮同事なり、さりなからその下司の官につきて差別あり、傅、(皇太子傅、又は東宮傅と云、)學士、(東宮學士、太子御師範也、紀傳の儒者これになる、)此二は必東字を用也、大夫、亮、進以下は皆春宮の官なり、仍春字を用る、春宮坊と云故に坊官と申也、傅、學士、春宮坊のうちにてなけれとも、春宮の官たるゆへに、おなしく坊官と申也、

延喜式　(十八式部上)　凡諸司史生者、(中略)東宮坊(春カ)四人、(中略)但太政官、(中略)修理春宮等官職坊寮司史生、待宣旨補任、

日本後紀　(二十四嵯峨天皇)　弘仁六年三月丁酉(二十六日)、置春宮坊坊掌二員、

拾芥抄　(中本官位唐名)　東宮、(中略)藏人、(内坊典直、青闈侍事、)

職原抄　下　春宮坊(中略)

坊中有藏人非藏人、是坊中之沙汰也、重代諸大夫被補之、藏人者勤仕日下臘(傳)事如禁中、仍撰其人、

爲房卿記　康和五年八月十七日甲子、今日有策命立太子事(鳥羽天皇宗仁親王)、(中略)被仰下殿上人、(十五人)藏人、(三人、中略)　藏人　玄蕃助高階泰兼、(自内被仰、泰仲朝臣男、)　越前權□(掾カ)藤原長隆、(元御在藩之時藏人、顯隆弟、)

廿七日甲戌、(中略)今夜行啓後、於高松殿有廳始事、(中略)史生以下今夜注交名、亮仰下之、(中略)　藏人(八人)太政官史頼高(生脱カ)　佐伯成則　右辨官史生中原吉行　同有範　民部史生中臣忠倫　太政官人代成親　官文殿菅原行友

兵範記　仁安元年十月十日庚辰、有立太子事、太上天皇(後白河)第二皇子憲仁(高倉天皇)、(中略)

除目、(中略)　春宮、(中略)藏人　平時家、(右中辨時忠朝臣男、)　藤原顯經、(散位頼保男、)　平信廣、(右少辨信範男、)　高階泰信、(院藏人一藹仲兼孫、仲親男、)

非藏人　藤原基光、(院判官代資憲男、)　菅原在經、(院非藏人在長朝臣男、)　藤原資綱、(信重朝臣男、)

玉葉　治承二年十二月十五日甲辰、此日有册命立太子事(安德天皇言仁親王)、(中略)　坊官除目、(中略)

藏人　親宗子、(親能、)　泰經子、(隆仲、)　經房子、(良經、)　時盛子、(平家也、)

山槐記　治承三年二月五日癸巳、今日東宮非藏人二人被仰下、源兼時、(前和泉守季長朝臣二男、)平

俊親、兵衛大夫貞俊男、俊親先參爲上臈云々、立坊日無非藏人、今日始被仰下也、

十二月十一日甲午、(中略)藏人　藤原邦隆、伊與守隆成子、內非藏人、前大藏卿泰經朝臣子隆仲除籍替、　高階親家、主殿頭親宗朝臣子親能除籍替、

四年二月四日丙戌、帥大納言隆季被示送云、(中略)東宮藏人二人兼內非藏人、遜位之後、以非藏人可補藏人、事體參差歟、件二人進渡內如何、(藤原忠親)予答云、於院藏人者、雖不被傳之、何事之有哉、至于東宮藏人者、一臈時房、立坊日補之、三臈邦隆、四臈親家、又同日補後闕、而時經、邦隆爲內非藏人、讓位日不補新帝藏人者、下臈各可超哉、爭有此議哉、

延喜式　四十三　春宮坊　凡雜色人百五十人、式兵二省相通與考、

爲房卿記　康和五年八月十七日甲子、今日有策命立太子事、(堀河天皇宗仁親王)(中略)次亮顯季朝臣奉令旨、令仰下雜色出納、(延久仰雜色等名簿、亮經平入柳筥、參大內令奏之後仰下、今度自院被申內裏云々、)　藤孫藤原忠兼、前伯耆守隆忠息、高階遠行、前參河守政遠息、　以上可爲雜色

問者生三善衆仲、(自內有御氣色云々、)　學生紀親行、(掃部助乳母給、)　算生惟宗貞成、(自院被補云々、)　以上可爲藏人所出納、

兵範記　仁安元年十月十日庚辰、有立太子事、(後白河)太上天皇第二皇子、(高倉天皇)憲仁、(中略)

雜色

出納

除目(中略)春宮、(中略)雜色源仲國、(掃部助光遠男、)　出納中原盛俊、(史大夫盛信男、)

榮花物語　四　見はてぬ夢　世中のあはれにはかなき事を、攝津守爲賴朝臣といふ人、(居貞親王)これをきゝて、春宮の女藏人小大君返し、

世中にあらましかばとおもふ人なきがおほくもなりにけるかな

あるはなくなきはかずそふ世中にあはれいつまであらんとすらん

とぞ、

延喜式　四十三　春宮坊　凡晦日昏時、神祇官祐以上一人、(必用中臣氏、坊有此氏、聽便用之、)令持神麻候西細殿南、(中略)御巫備御贖候宣旨所、宣旨命婦率御巫參入、供訖退出、

春記　長曆二年十月十一日甲戌、裏書、

天慶六年正月廿九日、今日故藤原善子朝臣卅九日法事、於極樂寺修之、仍仰內藏寮、令修御諷誦、達嚫物調布百端、以右近少將朝成爲使、善子朝臣、是左大臣(藤原仲平)室家也、依爲東宮宣旨、殊有此恩、

女藏人

宣旨

春宮坊被官

舍人監

五　令義解　一　東宮職員令

舍人監

第四節　皇嗣　第三款　皇嗣の待遇

正一人、掌舍人名帳、禮儀、分番事、穴云、假使宿直等放上條也、佑一人、令史一人、舍人六百人、使部十人、直丁一人、

主膳監

正一人、掌進食先嘗及諸飲膳事、佑一人、令史一人、膳部六十人、使部六人、直丁一人、駈使丁廿人、

主藏監

正一人、掌金玉、寶器、錦綾、雜綵、裁縫衣服、氈好之屬、佑一人、令史一人、藏部廿人、使部六人、直丁一人、駈使丁一人、

主殿署

首一人、掌湯沐、燈燭、酒掃、鋪設事、令史一人、殿掃部廿人、使部六人、直丁一人、駈使丁十人、

主書署

首一人、掌供進書藥筆研之屬、令史一人、使部六人、直丁一人、

主醬（漿）署

首一人、掌饘粥、漿水及菓子之屬、令史一人、水部十人、使部六人、直丁一人、駈使丁六人、

主工署

首一人、掌木土搆作及銅鐵雜作事、令史一人、工部六人、使部六人、直丁一人、駈使丁六十人

主兵署

首一人、掌兵器儀仗之屬、令史一人、使部六人、直丁一人、

主馬署

首一人、掌供進乘馬鞍具之屬、令史一人、馬部十人、使部十人、直丁一人、

令集解　六東宮職員令

舍人監

正一人、掌舍人名帳、禮儀、分番事、穴云、假使宿直等放上條也、佑一人、令史一人、舍人六百人、朱云、不見人色也、私案、若軍防令云、凡五位以上子孫、年廿一以上、見無役任者、每年京國官司勘撿知實、限十二月一日、並身送式部、申太政官撿簡、性識聰敏、儀容可取宛内舍人、三位以上子以外式部、隨狀宛大舍人及東宮舍人者、此歟何、先云、然者何、

主膳監　古記云、兼炊司酒司、今私案格、大同二年八月十二日官符云、應併省春宮職員事、右被右大臣宣偁、奉勅、分官設職、雖載令條、隨時制宜、非無舊事、今主書、主漿、主兵等署、職務少事、官人多員、宜主書主兵併主藏、主漿併主膳、每監加置令史一員、

正一人、掌進食先嘗、及諸飲膳事、　穴云、膳司以下諸司雜物年料、自大司分納耳、一端見祿令也、私祿令、凡食封者、一品八百戶條云、東宮一年雜用料、絁三百疋、綿五百屯、絲五百絇、布一千端、鍬千口、鐵五百廷者、穴稱見祿令此歟、跡云、飲膳、謂自大司分遣酒菓等也、朱云、進食先嘗、及諸飲膳者、未知、件物從何處可來物、又以下諸司之物、又何處可出物何若、東宮一年雜用料有給物、然則、此物充用諸雜用何、答、諸司物皆自大司可分受、但一年雜用料所給、此外別所給者、未知、而者支度一年用物、一度可受乎、爲當月別一度可受哉何、私必月別受歟、未知而何、

主藏監

正一人、掌金玉、寶器、錦綾、雜綵、裁縫衣服、翫好之物、　伴云、翫好者、尙書、翫人喪德、翫物喪志、孔安國曰、以人爲戲弄、則喪其德、以物器爲戲弄、則喪其志、翫習爲翫、字在習部、

主殿署　古記云、兼掃部司、

首一人、掌湯沐、燈燭、洒掃鋪設事、

主書署

首一人、掌供進書藥筆研之屬、　穴云、醫疾令、合藥供御條云、餌藥之日、侍醫先嘗、次內藥正嘗、次中務卿嘗、然後進御、其中宮及東宮准此者、未知、主書署何時供進哉、答、同共進退也、（是イ）

主漿署

首一人、掌饘粥、漿水、及菓子之屬、　古記云、水漿也、直水也、漿粟水也、漿水者一訓也、水漿者二訓也、

主工署　古記云、兼木工司土工司鍛冶司、一答、銅鐵雜器者、既成器物也、更不雜造也、

首一人、掌木土構作、及銅鐵雜作事、　穴云、銅鐵雜作、謂器及兵器、並約、爲古令代雜器之字、爲雜作故也、但此司者、不取材、然則、用木工寮材木耳、

主兵署

首一人　掌兵器儀仗之屬、　穴云、兵器儀仗者、主工署所造耳、非兵庫之兵、但其用不見、然思量非常備耳、其皇太子隨身威儀兵器儀仗等者、自然兵庫并五衞府備耳、非署之兵器也、朱云、兵器儀仗者、未知、何時可用、答、用時不見、猶爲非常設耳、而儀仗何用、此亦有用時耳者、

主馬署

首一人、掌供進乘馬鞍具之屬、　朱云、乘馬、謂猶文云也、更無別意者、乘馬者、此亦大司馬分受者、常此司飼養耳、穴云、主馬署飼丁者可飼也、私案、調習之事可放馬寮也、

令義解　一官位令

從六位（中略）

舍人正　主膳正

主藏正（中略）

以前上階

主殿首　主書首
主漿首　主工首
主兵首　主馬首

正八位（中略）

舍人佑　主膳佑
主藏佑（以上下階）

少初位（中略）

舍人令史　主膳令史
主藏令史（中略）

以前上階

主殿令史　主書令史
主漿令史　主工令史
主兵令史　主馬令史

令義解　五軍防令　凡五位以上子孫、年廿一以上、見無役任者、謂役猶使也、任亦使、其得考以上、不

春宮坊の監署六司

主書主兵の二署を主藏監に主漿署を主膳監に併す

延喜の制舍人主膳主藏の三監主殿主工主馬の三署猶存す

須申送、但帳内資人、是叙外位、故須申送也、申送、
即雖已敍位、卑於蔭位者、亦須申送也、每年京國官司勘撿知實、限十二月一日、并
身送式部、申太政官撿簡、性識聰敏、儀容可取充內舍人、謂二事相須、乃三位以上子
不在簡限、以外式部、隨狀充大舍人及東宮舍人、

類聚三代格　四

太政官符

應併省東宮職員事

右被右大臣（藤原內麿）宣偁、奉勅、分官設職、雖載令條、隨時制宜、非無舊事、今主書、主漿、主兵等署、職務
少事、官人多員、宜主書主兵併主藏、主漿併主膳、每監加置令史一員、

大同二年八月十二日

續日本後紀　十七仁明天皇　承和十四年秋七月丙寅（三日）置春宮坊監署六司史生各二員、

延喜式　十八式部上　凡諸司史生者、（中略）舍人監、主膳監、主藏監、主殿署、主馬署各二人、
（中略）春宮坊、監署等史生、待本司移補之、

凡諸司使部者、（中略）舍人監六人、主膳監、主殿署、主工署各四人、主馬署六人、

官職祕抄　下　春宮坊

主膳監主殿署主馬署の名を存す

屬、大、少、

如諸官、但殊清撰之、被官監署等又撰人、主膳正兼主水正例、藤範、尙主殿首兼主殿助例、藤忠、公主馬首兼馬助例、藤有頼、無官者爲主馬首例、藤時職、

職原抄　下　主膳監、唐名(典脱カ)膳局、正一人、相當從六位上、唐名典膳郎、

主殿署、唐名典設局、首一人、相當從六位下、唐名典設郎、下、

主馬署、唐名廐牧署、首一人、相當從六位下、唐名廐牧令、

主膳者膳部之家任之歟、但近代不必任之、內膳司卽兼知坊中御膳之故歟、主殿、主馬者、

重代侍等所望補也、

拾芥抄　中本官位唐名　主膳正、主膳典膳郎　典膳局　佑、典膳丞　令史、典膳令史、

主殿首、主殿署典設郎　典設局　令史、典設令史、

主馬首、主馬署廐牧令　廐牧署　令史、廐牧令史、

御產部類記　伏見宮記錄文書　利三十五　冷泉院(憲平親王)　九條殿記　立太子　天曆四年七月廿六日

辛卯、(中略)予及大夫參內、申剋傳左大臣(藤原實頼)及予候御前、有除目事、々畢左大臣取副除目於笏著陣座、令右中辨有相朝臣清書、依參議不候也、卽令持外記有方、參上御在所奏聞、其次

仰云、少屬山前豐範可給兼字者、大臣還座、召廿三日召名、付兼字、又參上奏聞如前、還座、召式部丞清雅給召名、

主膳正利建、元內舍人、佑淺井宗行、本宮令史額田利實、息所宅人、主殿首源劇、元河內權少掾、仁和寺親王申、

令史大原久安、息所宅人、主馬首坂上方忠、西四條內親王寺申、

爲房卿記　康和五年八月十七日甲子、今日有策命立太子事(鳥羽天皇崇仁親王)、(中略)除目、(中略)主膳監　正正六位上中原朝臣基時(藤イ)、大夫申、主殿署　首正六位上藤原朝臣實盛、兼、左衞門少尉、使、

兵範記　仁安元年十月十日庚辰、有立太子事、太上天皇(後白河)第二皇子憲仁(高倉天皇)、(中略)

除目、(中略)春宮、(中略)主膳監中原俊康、文章生、元侍所司、主殿首藤原盛家　主馬首平盛國、左衞門尉、延尉、

玉葉　治承二年十二月十五日甲辰、此日有冊命立太子事(安德天皇言仁親王)、(中略)坊官除目、(中略)

主膳監　正正六位上藤原朝臣盛光　主殿署　首正六位上惟宗朝臣章資　主馬署　首正六位上平朝臣盛綱　兼

季連宿禰記　天和三年二月九日壬午、立坊(東山天皇朝仁親王)、

今日立太子節會幷小除目也、(中略)

主膳監

正正六位下平朝臣正久

主殿署

首正六位下藤原朝臣俊長

主馬署

首正六位下源朝臣國信

八槐記　明和五戊子年二月十九日戊寅、參內、英仁親王、(後桃園天皇)春秋十一歲、先帝皇子、(桃園)立皇太子之日也、左大臣尙實奉勅被行之、(兼日作進次第、陰陽頭泰邦卿勘申、百事吉日天赦也、吉時巳、)未剋許宣制了、(使別當頗遲練移數刻、)於攝政殿直廬有坊司除目、(中略)

主膳正　左近將曹大江蕃全(兼)　主殿首　左兵衞少尉藤原義見(兼)　主馬首　左近將曹源吉晃(兼)

大江俊矩記　文化六年三月廿四日甲申、一、立太子節會也、儲君惠仁親王、(仁孝天皇)御歲十、御母中宮、實勸修寺故前大納言經逸卿女、宰相典侍(藤)嬉子、三十才、(中略)坊官除目、(中略)

主膳監

正　府隨身土山隼人佑源武貞

主殿署

首　瀧口世續甲斐守藤原重隣

主馬署

首　下北面姉小路右衞門少尉大石弘敬

帶刀舍人
帶刀

六拾芥抄　中本官位唐名　東宮、(中略)帶刀、(太子左右內率府率、)

類聚三代格　四享祿本

太政官符

應充帶刀舍人廿人事、(先例十人、今加十人、)

右被右大臣(藤原內麿)宣偁、奉勅、件帶刀舍人充春宮坊、

大同元年五月廿七日

太政官符

應加充帶刀舍人十人事

右得春宮坊解偁、謹撿案內、件舍人、去寶龜七年、始充十人、至于大同元年、更加十人、今以廿人、分配三陣、陣別六七人、身帶兵仗、夙夜從事、而至有病故、宿衛者寡、非常之警、不可不愼、望請、更加件員、以備不虞、但衣食者不賜官物、以坊家物給之、謹請官裁者、大納言正三位兼行右近衛大將民部卿陸奧出羽按察使安倍朝臣安仁宣、奉勅依請、其考者、前後同共、永預給例、

天安元年五月八日

延喜式　四十三　春宮坊　朝賀儀

其日依時刻、傳以下諸侍從內舍人各著朝服、參詣共候、東宮駕輦以下出、帶刀舍人服上儀服、被甲脚纏末額列立前後、左右兵衛尉志各率兵衛陣列門外立前後、至東廊外降輦、就次著禮冠（若未冠者、則雙童髻、）禮服帶劍、又謁者著禮服（以坊大夫爲之、若無者他四位得之、）與侍從進引東宮出、次舍人三人、執紫蓋以隨之、亮帶仗率帶刀舍人等在前行、諸衛亦如常儀、

凡正月十七日射禮節、東宮參豐樂院、步射射手帶刀十人著末額脛巾、坊進一人執帶刀歷名札、趁就左近陣西南頭、西向立奏、（宸儀不幸、屬唱之、）其詞曰、御子（乃）宮（乃）司劒（波岐）舍人姓丸、事畢還宮如常、

凡同月（五月）六日、東宮參入如昨日、騎射射手帶刀十人著小松揩衣、射五寸的、坊進一人執歷名札、自左右近衛陣南頭、趁當於殿東南階、西向立奏、

凡帶刀舍人卅人、分配侍衛、

凡帶刀舍人卅人節服、紺襖卅領、黃袍卅領、靴紺絁十五疋、黃絁十五疋、帛卅疋、大衣靴紺細布十五端、綿百五十屯、並申官受大藏省、

凡二月十日、啓帶刀舍人春夏祿文、（人別絹二疋、調布三端、）

八月十日、秋冬祿文、（加綿二屯、）並用坊物、同月二日、春秋靴鹽、申官請受、（各六石、）

凡帶刀舍人、步射騎射各十人、亮定手番、訖設饗給祿、步射人別衾一條、（長加裕小袖衣一領、）騎射半臂汗衫各一領、（長加單小袖衣一領、）亮若有障、大夫代之、

凡坊舍人六百人、（帶刀舍人卅人在此中、）卅取蔭子孫及位子、

延喜式　四十五　左近衛府　凡東宮入朝、學士亮進幷藏人各一人、主藏佑已上一人、帶刀舍人六人、聽侍陣邊、

文德實錄　九　天安元年六月壬申（七日）、遣勅使於左近衛馬場、令試春宮坊擬帶刀舍人步騎兩射、各定其科、先是坊司請加增舍人十人、其時服日食、便用職物、許之、故試補焉、

三代實錄　十六　清和天皇　貞觀十一年三月廿四日壬午、天皇御射殿、閱試春宮擬帶刀舍人射藝、

西宮記　二　正月下　大臣召　侯爵前田利爲氏所藏　延長三年（醍醐天皇御記ノ缺簡）十二月十八日、於朱雀院試可補帶刀者、遣參議兼輔朝臣、注申其能否、十九日、於朱雀院試帶刀騎射、廿四日、自院給可補帶刀者名簿、令申明日可召見事、廿五日、出射場殿召之、令射各二度、訖令還參、廿八日、召左大臣（藤原忠平）定帶刀、

日本紀略　圓融天皇　安和二年十月八日壬午、東宮帶刀試、

爲房卿記　康和五年十月廿一日丁卯、帶刀於右近馬場有試、次於本宮廳給兵仗、近衞啓給祿疋絹（陣脫カ）、今日東宮擬帶刀、於右近馬場有被試射藝之事、自院以頭辨被奏大內、持擬之間已及晡時、亮（顯季）依遠忌不出仕、少進行盛爲御裝束行事、參向檜皮馬場、以右近馬場、稱檜皮馬場之由、見寬平御記、殿門、屋母屋、庇、鋪滿筵、天曆鋪滿、長曆屋鋪之、庇不敷、母屋西壁立間懸斑幔（疊カ）、同北面引軟障、同北第一間敷高麗端帖一枚、其上施東京錦茵爲勅使座、傍母屋西壁鋪紫端帖三枚爲亮進等座、北上東面、南邊同東庇敷同帖四枚爲殿上人座、東上北面、南庇鋪黃端帖爲陣頭、侍者著座（疊カ）、西廂敷屬已下座、座前居各饗饌、廳官等辨備、勅使參議左近中將源顯雅、卿率宮司以下、戌刻向馬場、件相公午上參內、次著馬場、依無人、又騎參大內、先々參本宮、率參由、予長頭辨（告カ）、仍以頭辨告參宮也、參權亮實隆朝臣、大進顯隆、權大進仲遠、少進行盛、殿上人藏人中宮大進爲隆、藏人左少將顯國、右少將家定、顯重、右兵衞佐通季、本宮藏人泰兼、長隆等、同以著座、次一獻、勸盃權大進仲遠、瓶子陣頭織部正基綱、次大進書騎射步射歷名各二通、大夫屬盛言取各一通置勅使座前、又少屬定親取各一通置亮座前、又次騎射者五人各揚馬、次勅使以下臨檻、此間坊掌舍人等懸的、件的本府儲之、先々儲廳云々、史生安倍宗重執騎射交名簡、自馬場殿北、趁出當殿前而立、次舍人一人持胡床二脚趁出、並立史生前、次史生召第一者名之後就胡床、前胡床、次依次射之、每試一人史生起居如初、騎射射了後、埒西頭立張皮懸的、本府設之、今度兼之張皮者云々、次史生還入、執步射交名簡、如初趁出、次第喚之、六人射了、勅使以下復本座、勅使加署於射手交名文各一通、隨身之參內、付職事令奏聞、各一通付權亮參宮、先覽大夫、次奏院云々、次可爲帶刀由被下令旨、次於廳給兵仗、騎射書樣依本所次第書之、

春宮坊

試擬帶刀騎射交名

平清賢　橘賴兼　藤原盛通　平盛行　平貞光

康和五年十月廿一日　從四位上行左近衞權少將權亮藤原朝臣

勅使參議從三位行左近衞權中將源朝臣

春宮坊

試擬帶刀步射交名

源義忠長、今日不參、　源忠時　藤原時清　源行政　橘宗賢　藤原則親　藤原遠仲

康和五年十月廿一日

同廿一日、可爲帶刀之由被下令旨、

書樣

蔭子正六位上源朝臣義忠

正二位行權大納言兼大夫藤原朝臣公實宣、奉令、件人宜爲帶刀長者、

康和五年十月廿一日

從四位上行左近衞權少將兼權亮備前介藤原朝臣實隆奉

蔭子正六位上平朝臣清賢　正六位上橘朝臣賴兼　正六位上平朝臣盛行　正六位上平朝臣貞光　正六位上源朝臣忠時　正六位上藤原朝臣遠仲　正六位上亮橘朝臣宗賢　正六位上藤原朝臣盛通　正六位上源朝臣行政　蔭孫正六位上藤原朝臣則親　正六位上藤原朝臣時清

春宮坊　試擬帶刀騎射交名　藤原能基　（此定二通、不依手、只任本所次第書之、見保延光陽朝臣記云々、）

者、隼人正清定等著座、申剋事始、先一獻、勸盃經仲、瓶子範保、騎射步射歷名、大進光長書之、

臣、右馬頭定輔、藏人大學助藤親能、文章生高階隆仲、陣頭兵庫頭範保、（稱不可列座、清定之下由不著座、但勤役）

々賜大進可書分騎射步射歟、而權亮著馬場之時、不取之賜屬資成、勅使右宰相中將實守、本儀左宰相中將實家可爲勅使、而去十九日任中納言、仍改定、權亮維盛朝臣、大進光長、權大進經仲、殿上人右少將資時朝

聞返給、持參關白殿、次被向右近馬場、所存者、所見雖不慥、件名簿、權亮可被獻勅使宰相、

引氣、忽著便被尋申左大臣、使者歸來曰、尤可以藏人被獻殿下可無便、必可被持參、其後著馬場也者、其後奏聞者、付藏人右少辨光雅奏

勘申日時、覽大夫置之、此後可奏名簿之處、權亮早以奏聞、不覽大夫、光長件名簿可奏并覽殿下之由示權亮、無承

進光長來談曰、帶刀十七人名簿、（註略）持參內裏、授權亮光長云々、陰陽頭賀茂在憲朝臣

山槐記　治承三年正月廿三日壬午、有帶刀試云々、去年十二月十五日、立太子、（安德天皇壽仁親王）後日大今年正月十日、被定給所、

依蔭次第書之、下廳令張本陣、以坊掌告廻云々、

年　月　日　同前

正二位行權大納言兼大夫藤原朝臣公實宣、奉令、件人等宜爲帶刀者、

則親　正六位上藤原朝臣時清

源廣吉　橘康清　藤原俊政

治承三年正月廿三日

正四位下行右近衛權少將兼權亮伊豫權介平朝臣

勅使參議正三位行右近衛權中將兼備中權守藤原朝臣

春宮坊（此定二通、次第如前、但長在上、）試擬帶刀步射交名　平兼衡　源光經　中原盛房　藤原親能　宮道康基

惟宗信家　藤原忠弘　藤原景政　源季景

治承三年正月廿三日

正四位下行右近衛權少將兼權亮伊豫權介平朝臣

勅使參議正三位行右近衛權中將兼備中權守藤原朝臣

書畢令屬取勅使署、次取權亮署之後、屬返授大進、大進封之又授屬、々獻勅使、勅使封上書名上字、返仰騎射步射歷名各一通付勅使奏聞、封人名一通付權亮、啓料五人、能基、業資、信實、康清、俊政、步射光經許射之、騎射等不馳馬、從者打破的過、光經初矢如引落前、乙矢又二三丈許射落、（故不射歟、保延義方、二放二中、施武藝之高名云々、）他帶刀等雖參入、固辭不射之、依不入手不可射之由申云々、此事不可然歟、每年恒例騎射者、入手之輩許可射、至于今日者、賜試皆悉可射也、然而不射云々、見物車如堵、事了勅使以下退出、（註略）次權亮大進二人著東宮廳、兼居机饗、一獻大屬成擧持參盃、史生取瓶子器、權亮召坊掌、（二音、）坊掌參進立前庭、權亮仰之、帶刀召セ、（先例帶□□仰云々、是又說歟、□□、）坊掌稱唯退歸、相率帶刀（著闕腋、垂細鷲尾、不帶劍、皆悉可列也、而長光經許參上、他人雖參入、扶持之輩致縱橫沙汰、）甚遲々、仍不（一脫カ）致觸云々、參上、權亮仰云、兵仗給へ、（先例兵給へト仰云々、是又一說歟、）此後上鷲尾、懸老懸、帶弓箭劍可列拜也、不觸此事權亮起座、（註略）大進等同起座、此後猶於空所列拜云々、今夜不參宮中、先例或參入申慶、或不然云々、不可申慶歟云々、今日不被始帶刀陣、件屋中宮廳東方獻造云々、堀河院跡、二條面也、于時皇居閑院、來月五日帶刀御覽日可始陣云々、

蔭子正六位上平朝臣兼衡　蔭孫正六位上源朝臣光經

正二位行權中納言兼大夫藤原朝臣兼雅宣、奉令、件等人宜爲帶刀長者、

治承三年正月廿三日

正四位下行右近衛權少將兼權亮伊豫權介平朝臣奉

蔭子正六位上藤原朝臣能基　正六位上大江朝臣業資

正六位上藤原朝臣親能　正六位上橘朝臣康清

正六位上藤原朝臣景政

蔭孫正六位上源朝臣季景　正六位上源朝臣廣吉
正六位上中原朝臣盛房　正六位上藤原朝臣信實
正六位上惟宗朝臣信家　正六位上藤原朝臣俊政
正六位上宮道朝臣康基　正六位上藤原朝臣忠弘

正二位行權中納言兼大夫藤原朝臣兼雅宣、奉令、件等人宜爲帶刀者、
治承三年正月廿三日
正四位下行右近衞權少將兼權亮伊豫權介平朝臣奉
已上依蔭次第書之、座次可在御定云々、

江次第　十四錢祚上　坊官除目

毎任人懸申文勾、申兩官者注任官、轉任他官者注其由、長、木烏、衞府、腋、兵衞、自餘馬允、二人文官等、

兵範記　仁安三年三月九日辛未、（中略）
帶刀上日、立坊日以後、
長二人　平維長、上日十、夜、　源重經、上日廿、夜、

帶刀の長
帶刀先生

籠取（コトリ）二人　平政業、上日五、夜　平貞俊、上日六十三、夜廿二、
籠取脇（コトリワキ）二人　卜部仲道、上日五、夜、　源康資、上日八十、夜廿三、
三番二人　藤原宗久、上日百五十、夜五十一、　藤原光綱、上日七十五、夜廿二、
步射籠取二人　平種遠、上日七十一、夜廿、　大江業貞、上日五十二、夜廿一、
步射脇二人　中原家方、上日五十六、夜廿二、　紀盛久、上日百五十六、夜六十三、
連（ツレ）五人　藤原行家、上日八十一、夜卅、　源繁、上日七十五、夜廿九、　藤原清能、上日卅一、夜五、　平家光、上日十、夜三、　藤原清永、上日八、夜廿一、

仁安三年三月九日　無署人書垂也、故實也、

職原抄　下　春宮坊（中略）

帶刀者、撰重代侍補之、自公家被補之也、昔者源平重代武士多補之、長二人、近來一人、先生是也、連廿人、此內木烏左右各一人、

標註職原抄校本　下　昔者源平武士云々の昔者は、中昔の事也、長を先生といふ、木曾先生義賢などいふこれなり、木烏は假字也、部領の義也、卽先生の次なり、左衞門尉を兼るを左木烏、右衞門尉を兼るを右木烏といふ、その次を脇といふ、卽木烏の

側に幷ふ義、その次を連といふ、卽木鳥脇に連る義也、

有職問答　三　一、帶刀、

長とこの下に候、かみ（勿論候）にて候哉、長とよみ（常ハ申習候哉）候哉、かみと可讀候哉、

一、帶刀陣、

右の下に主馬署（是ハ春宮ノ御馬ヲツカサドル官也、主馬ノ判官モ此官ニ任ジタル者也、）とあり、長のならびに、脇、籠取とあり、又列とあり如何、

一、帶刀長二人（左衞門尉ヲカヌルヲ左木丁ト云、右衞門尉ヲ兼ルヲ右木丁ト云、）あり、是先生と號す、他人は先生と書共、我は先生共、又長とも不可書也、只姓實名は、他官あれば、其を書（此分候）べし、

此段子細有事共にて候哉、先生之號、古來沙汰有よし承及候、侍の假名の時（常ニハ如此用也）、如斯稱する由申候如何、又長兩說如何（常ニハ如此用歟）、〔多々良義隆問　三條西實隆答〕

儲君に祗候すべき公卿並びに殿上人を定む

七　基量卿記

天和二年三月廿五日、入夜有召參內、仰云、

儲君事、（東山天皇朝仁親王）第五宮、中御門亞相宗條卿息女、（藤原宗子）大納言典侍局御腹也、

女御立后事

廿七日、今日儲君へ伺公之輩被仰出、

正親町中納言（公通）、川鰭前宰相（實陳）、梅園右兵衞督（季保）、池尻宮內大輔（勝房）、園中將（基勝）、花山院中將（持重）、難波侍從（宗尙）、

四辻侍從（公韶）、土御門兵部少輔（泰福）、

右儲君へ可致伺公、御移徙之後結番可致也、其迄ハ折々御見舞可申由也、

近臣被仰出衆、西洞院宰相（時成）、清水谷宰相中將（實業）、今城中將（定經）、

從今日可爲近臣由被仰出、尤年寄衆以書付被申渡、

儲君に奉仕すべき帶刀を補す

輝光卿記

寶永四年三月廿二日、（中御門天皇慶仁親王）今日益宮（新大典侍局御腹、櫛笥前中納言女、）儲君御沙汰被仰出、

廿三日、鷲尾中納言（隆長）、清岡前宰相（長時）、藤波三位（景忠）、岩倉三位（具統）、高野三位（保光）、山井修理權大夫（兼仍）、川鰭中將（實詮）、北小路中務大輔（德光）、四辻少將（實胤）、右儲君へ被付了、

四月十七日、今日儲君御方帶刀六人勅許、

從六位上　刑部大丞藤原元韶（木坂）　從六位上　右兵衞少志平正相（矢部）

從六位上　大隅守藤原重廣（世繼）　從六位上　左將監藤原爲守（松波）

從六位上　淡路守加茂職直（藤木）　從六位上　左衞門少志秦景康（三上）

基長卿記

享保五年十月十六日、（中略）今日於宮中御沙汰、自今日可被稱儲君之由（櫻町天皇昭仁親王）被言上也、且儲君伺公之輩被仰付了、此義も今日被申上也、其後儲君へ被仰出、衆中爲御禮被參了、

万里小路中納言(尙房)、庭田宰相中將(重孝)、町尻三位(兼重)、右三人御用可相勤由被仰出、其外被仰付人々、

櫛笥中將(隆兼)　裏松左衞門佐(益光)　七條中將(信方)　西洞院少納言(範篤)　山井侍從(兼前)　川鰭少將(輝季)

右三卿幷殿上人等、從宣下直廬勤番之事被仰付云々、

賴言卿記

延享三年正月廿一日丁巳、御用有之候間、先致退出間敷、民部卿(飛鳥井雅香)被申渡了、申刻過茶地宮(桃園天皇遐仁親王)御繼體御治定候、近々可有親王宣下之由被申渡了、爲御祝儀御肴献上之事無子細哉之旨被申、一同賴入候申了、追付申御悅、申半剋過退出、

右宰相中將(姉小路公文)　大藏卿(芝山重豐)　東久世三位(通積)

右三卿自今日儲君被附候由、帥中納言(廣橋兼胤)被申渡候旨、新中納言被示傳候、仍得御意候也、

正月廿一日　雅香(飛鳥井)

山岡

追申園池三位(房季)以下者直申達候、御兩所者御退出候故如此候也、

茶地宮從今日被稱儲君之旨、帥中納言被申渡候、仍申入候也、

正月廿一日　通枝(中院)

右之通唯今被示候、仍早々得御意候也、

正月廿一日　雅香

園池　山本　山科　中務　右京

右宰相中將　大藏卿　東久世三位

右從今夜小番被免候、祇候之節迄未被除番組候、當番書付等者、依御用御免之旨可書載候、惣詰不參之事、更申來間敷之由、帥中納言被申渡候、仍得御意候也、

正月廿一日　通枝

卅日丙寅

清水谷少將　中務少輔

右從明日儲君へ被附、小番被免候、參勤之節迄不被除番組候由、別當被申渡候旨、醍醐大(兼潔)納言被示傳候、仍得御意候也、

正月卅日　雅香

三月十六日壬子、巳刻許參內、

儲君(御名字遐仁)、立親王宣下也、

五月廿八日癸亥

愛宕三位（通貫）　錦織三位（袋久）　清水谷中將（家季）

大原左馬頭（重度）　梅園左兵衛權佐（實陽）　花園左馬權頭（公譜）

右自今日被附于親王御方候、尤近習同格之旨被仰出候、右之趣帥中納言被申渡候、仍得御意候也、五月廿八日

雅香

右之通被示候、仍申入候也　五月廿八日

稙房卿記　寶曆九年正月十八日庚子、來五月若宮立親王宣下、（後桃園天皇、英仁親王）（中略）其已前女御准后宣下等御治定、又自今日若宮被稱儲君由有言渡、五月六日乙酉、來十五日立親王宣下御治定、飛鳥井前大納言雅香、右兵衛督等自今日被付儲君了、

野宮定業日記　文化四年七月十八日戊午、（中略）

入夜觸狀到來

御繼體之事、厚叡慮有之處、自仙洞御懇篤被仰進之旨有之、自中宮亦敢被仰上、依之今度寬宮（仁孝天皇、惠仁親王ノ欣子内親王）爲中宮御實子被定儲君、來九月立親王御治定被仰出候事、

一、自今日被稱儲君候事、（中略）

一、儲君暫禁中御同居候間、儲君江言上之儀、於禁中可言上之旨之事、

別紙之通傳奏議奏列座ニ而中山前新大納言（忠尹）被申渡候、尤番々可申傳旨云々、仍申入候也、

七月十八日

右宰相中將（野宮定業）殿　　前中將（廣幡）秀

十九日己未、卯半剋退出、直參賀上皇中宮博陸等、辰剋歸畢、觸狀到來、

廣橋大納言（胤定）、左大弁宰相（烏丸資慶）、園池三位（公翰）、

右自今日儲君三卿被仰出候旨、中山前新大納言被申渡候、尤番々可申傳由云々、仍申入候也、

七月十八日

右之通被示候、仍申入候御廻覽後可返給候也、

七月十八日　　前中將（中院）通繁

右宰相中將殿

山科中納言御肝煎被仰出云々

九月廿二日辛未、此日儲君親王宣下也、

野宮定祥日記　天保六年六月廿一日己酉、(中略)定功當直且陪膳等參仕、申刻過歸來云、熙宮(孝明天皇統仁親王)儲君御治定、來八九月之間立親王被仰出、自今被稱儲君、又爲准后御養子、御實子同樣且御次第可爲准后御方之次座等被仰出、今明日中可參賀御所云々、准后儲君等云々、聞此言兼日所推察不違、天下大慶不堪雀躍者也、

廿六日甲申

儲君祇候輩被仰定

彈正大弼(石井)行弘卿　右大辨(東坊城)聰長卿

能通(六角)朝臣　公前朝臣

胤保(廣橋)

野宮定功日記　天保六年六月廿一日己酉、熙宮御年六歲、御實母故實光卿女、權典侍從五位上雅子、爲准后入道准后、榮山前關白左大臣政熙御實子御同樣云々御養子、今日儲君御治定、來八九月之間親王宣下御內意也、自今日可奉稱儲君、御座次可爲准后御方次云々、此旨召三番所第一、輝弘、基豐、小番御免第一、隆生等卿、未

勤第一朝臣忠禮等被仰渡議奏傳仰之、抑宮頗强勇清健也、泰平之御世、彌可繁榮、恐悅無極、貴賤同歡喜雀躍之至也、右衞門督(山科)言知、園中納言基茂、葉室中納言顯孝爲儲君三卿、

八　法令全書　第六百二十二　明治二年七月八日

○春宮坊

傅　一人

掌輔佐　東宮

學士　一人

掌執經奉說

大夫　一人

掌吐納啓令、總判坊事、

亮　一人

大進　一人　權大進

少進　二人　權少進

大屬　權大屬　少屬　權少屬

史生
坊掌
使部

官報　明治二十二年十一月三日　號外　達

宮內省達第二十一號

宮內省中東宮職ヲ置キ官制ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十二年十一月三日

宮內大臣子爵土方久元

奉勅

東宮職ニ左ノ職員ヲ置キ宮事ヲ管理シ供御服御用度營繕及主管ニ屬スル會計ヲ掌ルル

東宮大夫　一人　勅任

職務ヲ總理シ職員ヲ監督ス

東宮亮　一人　奏任

職務ヲ掌理ス

東宮侍從長　一人　勅任二等

常侍奉仕シ侍從ヲ監督ス

東宮侍從　三人　奏任

常侍奉仕ス

東宮武官　四人　陸軍佐官一人尉官三人、

常侍奉仕ス

東宮屬　判任

東宮內舍人　准判任六等以下

宮丁　等外

官報　明治二十九年六月十一日　第三千八百八十四號　達

宮內省達甲第二號

東宮職官制ニ東宮侍講ノ一項ヲ追加シ其職制及俸給ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治二十九年六月十一日

宮內大臣　伯爵土方久元

奉勅

東宮侍講　五人　勅任又ハ奏任　五等以上

侍讀進講シテ御學德ヲ涵養スルコトヲ掌ル

春宮坊頓給料

九　**延喜式**　四十三　春宮坊　凡東宮初立、頓新絹一百五十疋、調布五百端、調綿五百屯、錢百五十貫文、白米百斛、黑米百斛、鹽廿斛、油八斗、

夕拜備急至要抄　下　一、立太子、（中略）

春宮坊頓給料、任例可奉充、（中略）

已上仰上卿、後日、大夫、大夫間、

東宮雜用料

爲房卿記　康和五年八月廿七日、行啓以前大夫（藤原公實）參陣、以啓陣請奏、付頭辨被奏、卽返給、召大外記師遠下給、頓給料事、付頭辨被奏、任先例、可被充奉由被宣下、卽仰頭辨、及九月被成官符、

民經記　寬喜三年十一月九日辛卯、（中略）藏人頭內藏頭兼春宮亮有親朝臣仰云、春宮坊頓給料任例可奉充、大夫承勅、以官人召右少辨忠高（左衞門權佐　春宮大進）被仰頓給料事、（中略）今夜無請印文、御封宣下以前也、康和例如此、

10　令義解　四　祿令　東宮一年雜用新絁三百疋、綿五百屯、糸五百絇、布一千端、鍬一千口、鐵

東宮御被料

五百廷、

延喜式　四十三　春宮坊　凡八月二日、御被新長絹廿疋、白綿二百屯、申官請受、

凡十二月二日、來年雜用新絹三百疋、綿七百屯、絲五百絇、調布一千端、鍬一千口、錢五百疋、

御履革四張、繖文革二張、白革二張、申官請受、

東宮封戶

二　**延喜式**　二十二　民部上　凡食封者、東宮二千戶、

凡中宮封、若當有損年、令當國以正稅交易辨進、春宮坊准此、

凡中宮封租者、春進白米、其春功運賃、用同租內、春宮坊准此、

延喜式　四十三　春宮坊　凡東宮湯沐二千戶、

日本紀略　村上天皇　康保元年七月廿九日壬寅、勅、加皇太子（憲平親王）封五百戶、九月廿八日庚子、皇太子上表、謝封五百戶、不許、十月十三日乙卯、皇太子重上表、謝封邑、勅不許、

日本紀略　冷泉天皇　康保四年九月廿三日戊申、今日宛中宮（昌子內親王）御封千五百戶、東宮（守平親王）封千戶、

安和元年十月五日乙卯、今日被加東宮（守平親王）御封五百戶、

爲房卿記　應德二年八月廿五日丙戌、二宮善仁本封之外被宛二百戶、（中略）此由殿（藤原師實）

下以予被奏、勅許之後宣下申左府了、(源俊房)

康和五年十月三日己酉、(中略)玆日春宮大夫參左被(仗)下、春宮(宗仁親王)御封宣旨、親王封外千戶、

中右記　康和五年十月四日、今夜春宮大夫公實卿參仗座、被仰下云、東宮御封事(本封之外千戶、幷仕丁九拾人給、奉勅官符於民部省、)又衞士卅人給事、(上宣官符左右衞門各拾五人、後冷泉院幷當院別(例カ)云々、)頭辨重資朝臣使奉行云々、

東進記　正治二年四月廿二日丁未、(中略)次向春宮(藤原宗頼)權大夫許、別納所年預、仕所沙汰、(人脫カ)屬中以□(二カ)人可被定仰哉、且任先例、且可計申旨被仰、

廿三日戊申、參院、奏春宮(守成親王)別納所年預、仕所沙汰人事、別納所權少屬前尙、仕所大屬重光申定了、直召仰之、

廿八日癸丑、(中略)

用途御季所沙汰也、但所々當時御封未被宣下之間、皆以無足、雜事可募丹後重任功之由、亮範光朝臣稱之、於少々事者、亮可沙汰事歟、

三北山抄　三拾遺雜抄上　除目、(中略)

給數

東宮年給

內給、(中略)

院宮男女爵各一人、(東宮无女爵、)　三分一人　二分一人　一分三人

拾芥抄　中末御給

內給、(中略)

太上天皇、諸司允一人、諸國掾一人、目一人、一分三人、爵一、(近代加階、)

封戶二千戶、勅旨田千町、

諸院宮(東宮)官爵同之、(或云、臨時申賜諸司助、又給二分代、內舍人、)封戶千五百戶、或減五百戶、

簾中抄　下御給、年官、年爵、封戶、位田、

內給、(中略)

太上天皇　諸司允一人　爵一人、(近代加階、)　諸國掾一人　目一人　一分三人　封二千戶　勅旨千町たてまつらるゝこともあり、

諸院宮、(東宮もこの定、)官も爵もおなじこと、又臨時に諸司助など申たまわらせ給ふ事あり、二分代とて內舍人を申、これつねのことにあらず、封千五百戶、

東宮年給の例

除目抄　下　一、內給以下外國年給事、

一、院三宮

爵　一人、三宮有女爵、東宮無之、但一院新院者有女爵、西宮抄、男親王有女爵之樣注之歟、院外春宮親王女爵一切無例歟、

內官一人、助允或兵衞尉、近衞將監、又有臨時御給、雖御悳時京官御給無相違被申任、叙位御給無之、年始被悳之故歟、後年以未給有被申叙之例、但誤天可叙歟之由見先達勘草、

掾一人　目一人、二分代、若申任內舍人、　一分三人

職原抄　上　式部省

卿一人、（中略）

凡當職、其寄異他、每年於本省行諸國一分召也、一分召者、任諸國史生之名也、史生謂之一分、內給院宮、大臣以下參議以上、皆有年給、式部卿行之也、近代其禮久絕畢、

公卿補任　醍醐天皇　延喜九年己巳

參議從四位下藤定方　三十（中略）寬平七、二、十一、陸奥權少掾、春宮御給、

同八、正、七、從五下、春宮御給、

公卿補任　冷泉院　安和二年己巳

非參議從三位藤濟時　二十（中略）康保二、正、七、正五下、東宮御給、

公卿補任　圓融院　天延四年丙子

參議從四位下藤時光　二十（中略）康保二、五、十一、右兵衞尉、東宮御給、

公卿補任　一條院　寬弘三年丙午

非參議從三位藤賴通　十五（中略）長保六、正、七、叙從四下、東宮去年御給、

公卿補任　後一條院　長元九年丙子

參議正四位下藤良賴　三十（中略）長元四年正月五日、叙正四位下、東宮御給、

公卿補任　後冷泉院　康平八年乙巳

參議正四位下藤泰憲　五十（中略）長元三、三月八日、從五下、春宮御給、

公卿補任　後三條院　延久四年壬子

參議正四位上藤伊房　四十（中略）長元四、正、六、從五下、東宮御給、

除目大成抄　一

當年給（中略）

諸宮（中略）

春宮坊

正六位上清原眞人正忠
望若狹掾
正六位上小野朝臣有連
望阿波目
右當年御給、以件等人所請如件
長保四年二月二十七日
春宮坊
從七位上高向宿禰國廉
望諸國掾、播磨
從七位上錦宿禰末國
望諸國目、伊豫大
右當年御給所請如件、
治承四年正月二十六日

御堂關白記　寛仁元年八月六日辛未、以能信、(敦明親王)從東宮有今日可來消息、仍詣彼宮、(中略)召攝政(藤原頼通)相定申、年官年爵如本、御封又如本、此外若有思食事者、只隨仰、御氣色有可給受領之心、

本朝世紀　康和元年六月廿八日己亥、關白從一位內大臣藤原師通公薨、(中略)延久五年正月七日依親父(師實)左大臣讓、叙正五位下、卅日、以東宮(實仁親王)御給叙從四位下、

三　御堂關白記　長保六年三月十六日庚子、(中略)夜部盜人東宮(居貞親王)御領柴嶋御庄司本親子也、

小右記　寛弘九年四月四日辛丑、(中略)左中辨(藤原朝經)談云、昨日有故院御處分云々、中宮(妍子)東宮(敦成親王)勅旨田各百町、

一四　季連宿禰記　天和二年十一月三日丙午、儲君(東山天皇朝仁親王)御臺所賄料千俵、從武家被獻之由風聞、

迺兄公記　享保十四年十月三日甲辰、今日參東宮(櫻町天皇昭仁親王)、今度自關東增獻御領千俵、仍賀申此儀也、

御湯殿上日記　延享三年三月廿七日、關東より親王(桃園天皇遐仁親王)の御かたへ御りやうしん上のよし申參る、

東宮御領
東宮勅旨田
儲君たる親王並びに皇太子の御料米

皇太子皇太孫の敍勳任官

皇太子皇太孫の成年

御内儀日記　天保六年十月十五日、(孝明天皇統仁親王)立親王宣下、恐悦、東使參上、織田大藏大輔御口上傳奏御承りの由、御返答は追てと御申の由、大樹公(德川家齊)より白かね二百枚、三種二荷、内府公(德川家慶)より白銀百枚、二種一荷、大納言御方より白かね五拾枚、一種一荷、御臺所御方より十卷一種(ちりめん)、御簾中御方より紗綾十卷一種、右の通進上、たつ目錄書添、年々千俵進上奉書(所)諸司代より參り候由なり、

俊克卿記　萬延元年十月廿三日癸未、(明治天皇睦仁親王)親王御料米千俵、先例之通進獻之由、老中奉書今朝到來、

一三　官報　明治四十三年三月三日　號外

皇室令第二號

皇族身位令

第二章　敍勳任官

第九條　皇太子皇太孫ハ滿七年ニ達シタル後大勳位ニ敍シ菊花大綬章ヲ賜フ

第十七條　皇太子皇太孫ハ滿十年ニ達シタル後陸軍及海軍ノ武官ニ任ス

皇室典範義解　第三章　成年立后立太子

第十三條　天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

恭テ按スルニ、中古以來天皇元服ノ制ヲ設ケラル、大抵十一歳ヨリ十五歳ニ至リ元服ヲ行ハレタリ、明治九年民法上ノ丁年ヲ定メテ滿二十年トス、本條、天皇及皇太子皇太孫ノ爲ニ成年ヲ定メテ十八年トシタルハ、天皇及皇嗣ハ神器ノ重ニ當リ、尋常通法ノ拘ル所ニ非サレハナリ、

皇太子皇太孫の成年式

官報　明治四十二年二月十一日　號外

皇室令第四號

皇族成年式令

第二章　皇族成年式

第九條　皇太子皇太孫親王王成年ニ達シタルトキハ、其ノ當日附式ノ定ムル所ニ依リ賢所大前ニ於テ成年式ヲ行フ但シ事故アルトキハ勅許ヲ經テ其ノ期日ヲ延フルコトヲ得

第十條　皇太子皇太孫成年式ヲ行フ當日之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告ス

第十一條　皇太子皇太孫親王王成年式ヲ訖リタルトキハ天皇皇后太皇太后皇太后ニ朝見ス

小右記　寛仁三年八月廿八日壬子、今日皇太弟(後朱雀天皇)敦良加元服、年十一、

猪隈關白記　承元二年十二月廿五日、此日皇太弟有御元服事、守成(順徳天皇)御年十二、(後鳥羽)上皇皇子、母修明門院也、

公秀公記　元徳元年十二月廿八日庚戌、今日皇太子(光嚴院諱量仁親王)春秋十七歳御元服之日也、

八槐記　明和五年八月九日甲子、卯剋參內、今日依吉曜、皇太子英仁(後桃園天皇)、春秋十一、有御元服之儀、巳斜皇上御南殿、白五衣、紅御袴、皇太子御參上、御加冠攝政太政大臣內前、御理髮春宮大夫實季、

東宮御元服一會日記　坤

一、東宮御諱(孝明天皇)統仁、御年十四、御元服也、

天保十五年三月廿七日甲午

昭和十五年九月十五日印刷
昭和十五年九月二十日發行

帝國學士院藏版

編纂兼發行者　帝國學士院
印刷所　株式會社ヘラルド社　東京市麻布區市兵衛町二丁目六十一番地
印刷者　秋本宗市　東京市麻布區市兵衛町二丁目六十一番地